

【公開版】

提出年月日	令和2年4月28日 R14
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処 理施設 における  
新規制基準 に対する 適合性

安全審査 整理資料

第14条：安全避難通路等

## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 基本方針

##### 1. 1 要求事項の整理

##### 1. 2 要求事項に対する適合性

#### 2. 規則への適合性

##### 2. 1 規則への適合性

#### 3. 気象等

#### 4. 設備等

##### 4. 1 安全避難通路等の概要

##### 4. 2 設計方針

###### 4. 2. 1 安全避難通路等の設計方針

###### 4. 2. 2 主要設備の仕様

###### 4. 2. 3 可搬型照明の設計方針

###### 4. 2. 4 照明設備の主要設備

### 2 章 補足説明資料

事業指定基準規則第 1 4 条と許認可実績・適合方針との比較表

## 1章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

安全避難通路等について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 14 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第 1 表)

第1表 事業指定基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 3)

事業指定基準規則 第14条 (安全避難通路等)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第14条の規定は、設計基準において想定される事象に対して再処理施設の安全性が損なわれない (安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。) ために必要な重大事故等対象施設、設備等への措置を含む。</p>	<p>3. 再処理施設は、通常の照明用電源喪失時においても、その機能を失うことのない照明を設備し、かつ、単純、明確、永続性のある標識のついた安全避難通路を有する設計であること。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業指定基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2 / 3)

事業指定基準規則 第18条 (計測制御系統施設)	再処理施設安全審査指針 (指針18)	備考
<p>二 照明の電源が喪失した場合においても機能を失わない避難用の照明 (解釈) 2 第2号に規定する「照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明」とは、その電力が非常用電源から供給される照明装置又は電源を内蔵した照明装置をいう。</p>	<p>3. 再処理施設は、通常の照明用電源喪失時においても、その機能を失うことのない照明を設備し、かつ、単純、明確、永続性のある標識のついた安全避難通路を有する設計であること。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業指定基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3 / 3)

事業指定基準規則 第18条 (計測制御系統施設)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>(解釈)</p> <p>3 第3号に規定する「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となる照明のことをいい、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明（可搬型）による対応を含むものとする。</p>		追加要求事項

## 1. 2 要求事項に対する適合性

安全避難通路等についての設計に係る基本方針を以下のとおりとする。

再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。

設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置し、運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。

これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設、設備等への措置を含める。



## 2. 規則への適合性

「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第14条では，以下の要求がされている。

(安全避難通路等)

第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

### 2.1 規則への適合性

#### 第1項第二号について

再処理施設の建屋内及びその他の人が立ち入る区域には，安全避難通路を設ける設計とする。また，安全避難通路には，必要に応じて，単純，明確，永続性のある標識並びに誘導灯及び非常灯を設け，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。

【補足説明資料 1-3】

#### 第1項第二号について

再処理施設には，照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明として，誘導灯及び非常灯を設ける設計とし，誘

導灯及び非常灯は、事業所内のディーゼル発電機、灯具に内蔵した蓄電池からの給電により、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわない設計とする。

【補足説明資料 1-3】

第1項第三号について

再処理施設には、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける設計とする。

再処理施設としては、設計基準事故が発生した場合において、再処理施設の状態を監視及び制御するために必要な中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設ける設計とし、必要な監視、操作等が確実に行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。

中央制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように 6.9 k V 非常用主母線に接続し、第2非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

中央制御室の直流非常灯は、第2非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始する前までの間、点灯可能な設計とする。

中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始する前までの間、点灯可能な内蔵蓄電池を備える設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部電 源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように 6.9 kV非常用母線に接続し、第1非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、第1非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわない設計とする。

また、現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認や漏えい液の回収システムのライン形成を行う場合など、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、初動操作に対応する当直（運転員）が滞在している 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 に配備する可搬型照明を活用する設計とする。

これらの作業用の照明により、設計基準事故等で操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき、昼夜及び場所を問わず、再処理施設で事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となる設計とする。

【補足説明資料 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6】

### 3. 気象等

該当なし

## 4. 設備等

### 4.1 安全避難通路等の概要

再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。

設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。設計基準事故に対処するために、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置し、運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。

これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設、設備等への措置を含める。

【補足説明資料 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6】

## 4.2 設計方針

### 4.2.1 安全避難通路等の設計方針

- (1) 再処理施設には、人の立ち入る区域から出口までの通路、階段及び踊り場を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。

避難用の照明として誘導灯及び非常灯を設ける設計とする。誘導灯及び非常灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

#### 【補足説明資料 1-3】

- (2) 再処理施設には、設計基準事故等が発生した場合に用いる照明として、次のような作業用の照明を設ける設計とする。また、以下の作業用の照明により、設計基準事故等で操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき、昼夜及び場所を問わず、再処理施設で事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となる設計とする。

設計基準事故の短時間の全交流動力電源喪失時において、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、必要な電力の供給が非常用ディーゼル発電機から開始される前（30分）までの間、点灯可能なように非常用蓄電池及び内蔵型蓄電池から電力を供給できる設計とする。

全交流動力電源喪失時において、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前（2時間）までの間、点灯可能なように非常用蓄電池及び内蔵型蓄電池から電力を供給できる設計とする。

- a. 設計基準事故等の対処のために 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 で行う作業に用いる照明として、

中央制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように 6.9 k V 非常用主母線に接続し、第 2 非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

中央制御室の直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までに必要な作業を実施する際の照明として設置する。

直流非常灯は、直流電源設備(第 2 非常用蓄電池)に接続し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。

蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な内蔵蓄電池を備える設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように 6.9 k V 非常用母線に接続し、第 1 非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、全交流動力電源喪失時から設計基準事故等に対処するために必要な電力の供給が開始されるまでに必要な作業を実施する際の照明として設置する。

直流非常灯は、直流電源設備(第 1 非常用蓄電池)に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわない設計とする。

運転保安灯及び直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、設計基準

事故等が発生した場合に必要な操作が行える照度（JIS Z 9110 75～150 lx）を有する設計とする。

- b. 設計基準事故等において、想定外の警報発報で現場作業が必要となった場合及びそのアクセスルートについては、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備している可搬型照明を活用する。

【補足説明資料 1-2, 1-5, 1-6】

#### 4.2.2 主要設備の仕様

照明設備の設備仕様を第9.2-6表に示す。

第9.2-6表 照明設備の主要設備の仕様

項目	誘導灯	非常灯	運転保安灯	直流非常灯	蓄電池内蔵型照明
電源電圧	交流 105V	交流 105V	交流 210V	直流 110V	交流 210V
停電時供給電源	蓄電池 (内蔵)	蓄電池 (内蔵)	460V非常用母線	非常用 直流電源設備	蓄電池 (内蔵)
用途	避難用 (消防法)	避難用 (建築基準法)	制御室*での 運転監視用	制御室*での 初動対応用	中央制御室での 初動対応用

【補足説明資料 1-3, 1-4】

注) \*印の制御室は、中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室である。



#### 4.2.3 可搬型照明の設計方針

現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認や漏えい液の回収系統のライン形成を行う場合など、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、初動操作に対応する運転員が滞在している中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備する可搬型照明を活用する。

可搬型照明の保管場所、数量及び仕様の（例）を第4-2-3図に示す。

##### (1) LEDヘッドランプ（例）



<仕様等（例）>	
明るさ	80 l m
電源	単4乾電池 3本
連続使用時間	10時間以上
重量	135 g
個数	約110個※
保管箇所	中央制御室など

※数量は、個人配布分等を除く。

##### (2) LEDバッテリーライト（例）



<仕様等（例）>	
明るさ	3000 l m
電源	蓄電池
連続使用時間	10時間
充電時間	8時間
重量	8.8kg
台数	約60台
保管箇所	緊急時対策所など

第4-2-3図 可搬型照明の保管場所、数量及び仕様（例）

#### 4.2.4 照明設備の主要設備

##### (1) 誘導灯

消防法で規定する避難口及び避難通路には、避難用の照明として、誘導灯を設ける設計とする。誘導灯は、460V 運転予備用母線又は460V 常用母線（ただし、非常用電源建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては460V 非常用母線）から変圧器を通して105Vで受電し、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

##### (2) 非常灯

建築基準法で規定する居室、居室から地上へ至る通路、階段及び踊り場には、避難用の照明として、非常灯を設ける設計とする。非常灯は、460V 運転予備用母線又は460V 常用母線（ただし、非常用電源建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては460V 非常用母線）から変圧器を通して105Vで受電し、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

##### (3) 運転保安灯

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、運転保安灯を設ける設計とする。運転保安灯は、460V 非常用母線から変圧器を通して210Vで受電し、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

#### (4) 直流非常灯

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、直流非常灯を設ける設計とする。直流非常灯は、非常用直流電源設備（非常用蓄電池）に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわないように自動点灯する設計とする。

#### (5) 蓄電池内蔵型照明

中央制御室には、蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。蓄電池内蔵型照明は、蛍光灯に蓄電池を内蔵した照明で、460V非常用母線に接続し、設計基準事故の短時間の全交流動力電源喪失時に設計基準事故等に対処するために必要な電力の供給が非常用ディーゼル発電機から開始する前までの間、又は全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始する前までの間、内蔵蓄電池の電力で点灯する設計とする。

【補足説明資料 1-3, 1-4】

## 2 章 補足説明資料

第14条:安全避難通路等

資料No.	再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料		提出日	Rev	備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
	名称				
補足説明資料1-1	事業指定基準規則第14条と許認可実績・適合方針との比較表		11/15	2	削除
補足説明資料1-2	設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用電源の設計基本方針		4/28	5	別添資料-1 第十四条:安全避難通路等
補足説明資料1-3	照明の種類、給電元及び設置場所		3/13	5	別添資料-1 第十四条:安全避難通路等
補足説明資料1-4	作業用照明電源系統図及び作業用照明配置図		4/28	7	別紙-2 安全避難通路等
補足説明資料1-5	運用、手順説明資料		11/21	5	別紙-3 運用、手順説明資料
補足説明資料1-6	作業用照明が必要となる作業場所について		12/10	5	新規作成
補足説明資料1-7	新規制基準適合申請に係る再処理施設追加設備の安全避難通路等について(事業指定基準規則第14条への適合性)		4/28	6	新規作成

令和 2 年 4 月 28 日 R 5

補足説明資料 1 - 2 ( 1 4 条)

## 補足説明資料 1-2 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用電源の設計基本方針

### 1. 作業が可能となる照明

再処理施設の状態を監視及び制御するために必要な作業用の照明として、中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に避難用の照明とは別に運転保安灯、直流非常灯を設ける設計とする。また、中央制御室には、避難用の照明とは別に蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。

#### 1.1 中央制御室について

中央制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように 6.9 kV 非常用主母線に接続し、第 2 非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

中央制御室の直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までに必要な作業を実施する際の照明として設置する。

直流非常灯は、直流電源設備（第 2 非常用蓄電池）に接続し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。

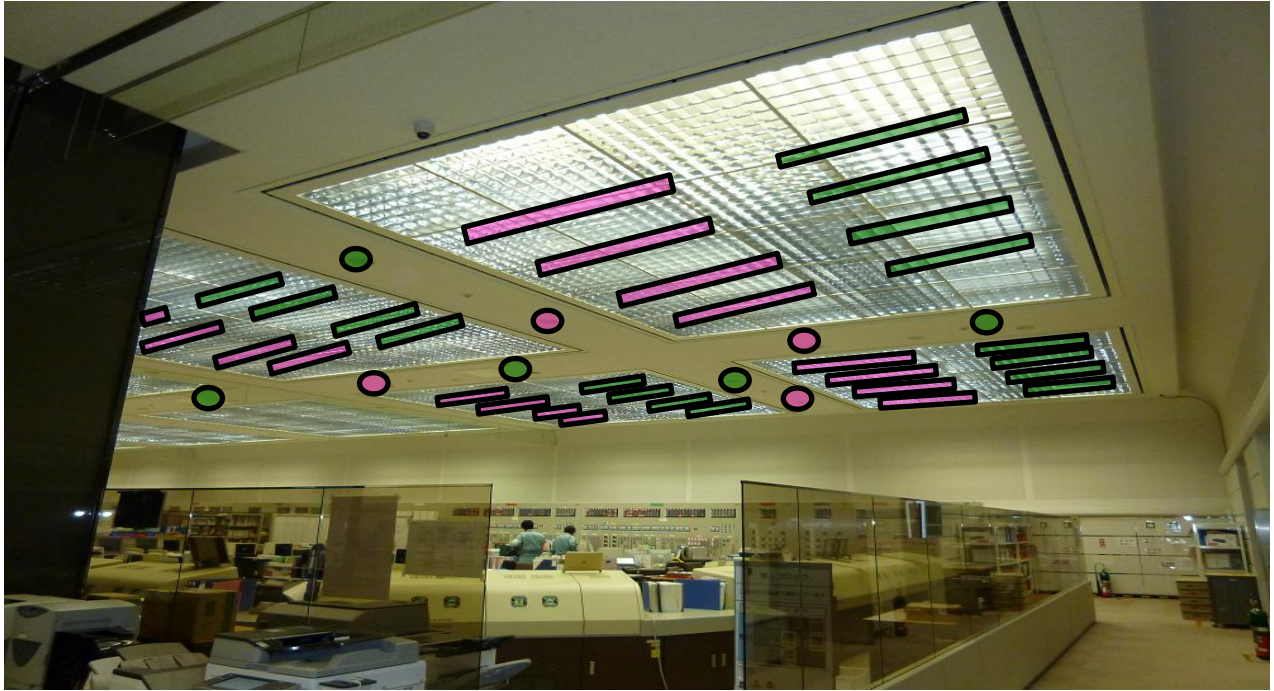
蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な内蔵蓄電池を備える設計とする。

#### 1.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室について

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においても、その機能を損なわないように 6.9 kV 非常用母線に接続し、第 1 非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、全交流動力電源喪失時から設計基準事故等に対処するために必要な電力の供給が開始される前までに必要な作業を実施する際の照明として設置する。

直流非常灯は、直流電源設備（第 1 非常用蓄電池）に接続し、全交流電源喪失時においてもその機能を損なわない設計とする。



第 1 - 2 - 1 図 中央制御室の照明配置 (例)

中央制御室（中央安全監視室），使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯の配置については，設工認申請書において示す。

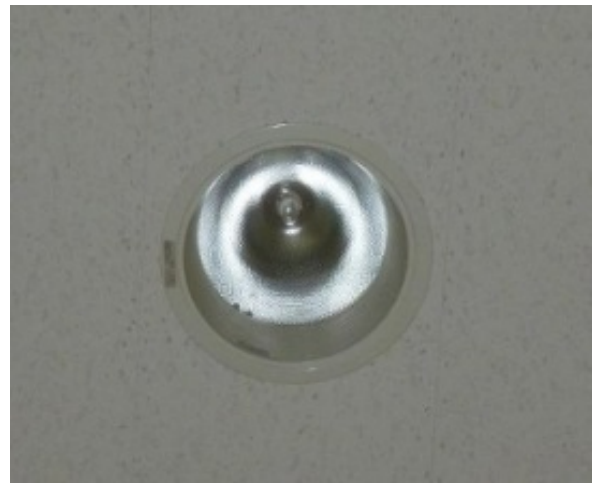
- 運転保安灯 (A 系)
- 運転保安灯 (B 系)
- 直流非常灯 (A 系) (直流電源設備より給電)
- 直流非常灯 (B 系) (直流電源設備より給電)

運転保安灯（作業用）



電圧 : 交流 200V  
消費電力 : 40W, 100W

直流非常灯（作業用）



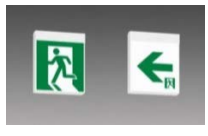


電圧 : 直流 110V  
消費電力 : 250W



補足説明資料 1 - 3 ( 1 4 条)

補足説明資料 1-3 照明の種類，給電元及び設置場所

第 1 - 3 - 1 表 照明の種類，給電元及び設置場所

項目	避難用		作業用		
	誘導灯	非常灯	運転保安灯	直流非常灯	蓄電池内蔵型照明
イメージ					
停電時の給電	内蔵蓄電池 + 非常用又は 運転予備用 ディーゼル発電機	内蔵蓄電池 + 非常用又は 運転予備用 ディーゼル発電機	非常用ディーゼル 発電機	非常用蓄電池 + 非常用ディーゼル 発電機	内蔵蓄電池 + 非常用ディーゼル 発電機
蓄電池による点灯継続時間	20 分以上	30 分以上	—	2 時間※	2 時間※
設置場所	・再処理施設内	・再処理施設内	・中央制御室 ・使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設の制御室	・中央制御室 ・使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設の制御室	・中央制御室 (中央安全監視室)
用途	消防法に基づき設 置（避難誘導用）	建築基準法に基づ き設置（避難用）	制御室における設 計基準事故の対処 用のために設置	全交流動力電源喪 失時の保安のため に設置	全交流動力電源喪 失時の保安のため に設置

- ・再処理施設内の安全避難通路は，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる避難用の照明として，以下に準拠した蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を設置する。  
非常灯：建築基準法施行令第 126 条の四，五及び昭和 45 年建設省告示第 1830 号  
誘導灯：消防法施行令第 26 条及び消防法施行規則第 28 条の三  
非常灯の蓄電池は，昭和 45 年建設省告示第 1830 号に準拠し 30 分以上，誘導灯については消防法施行規則第 28 条の三に準拠し 20 分以上点灯できる容量を有するものとする。

- ・非常灯については建築基準法施行令第百二十六条の五にて定める床面において 1 ルクス以上の照度を確保できる設計とし，作業用の照明については，JIS Z 9110 照明基準総則で定める工場の照度基準（作業）75～150lx を満足するように配置する。（別紙参照）

※ 設計基準事故の短時間の全交流動力電源喪失時において，直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は，必要な電力の供給が非常用ディーゼル発電機から開始される前（30 分）までの間，点灯可能なように非常用蓄電池及び内蔵型蓄電池から電力を供給できる設計とする。

全交流動力電源喪失時において，直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前（2 時間）までの間，点灯可能なように内蔵型蓄電池から電力を供給できる設計とする。

付表 2 工場

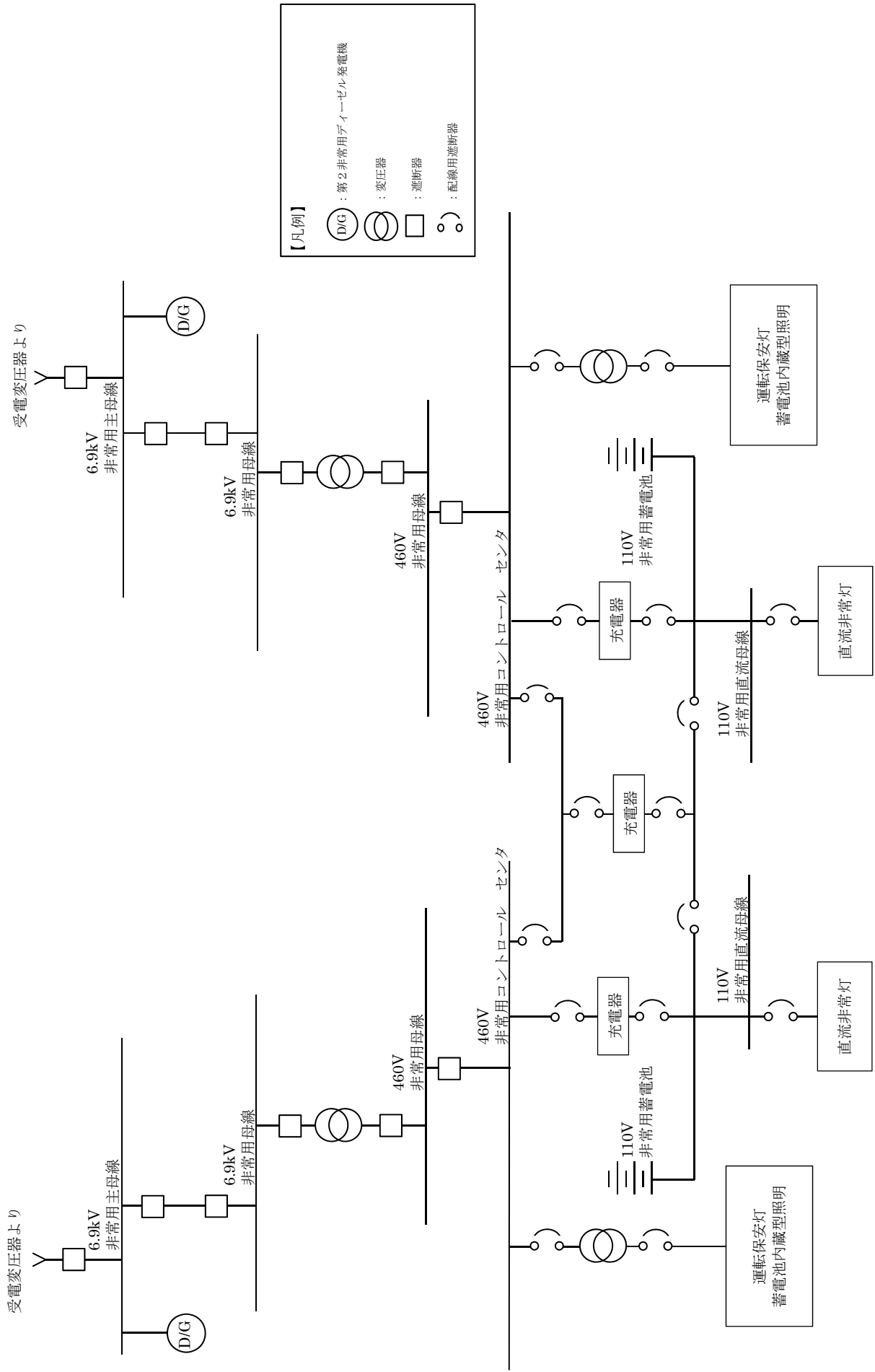
照度 lx	場 所	作 業
3 000-		
2 000-	○制御室などの計器盤及び制御盤	精密機械、電子部品の製造、印刷工場での極めて細かい視作業、例えば、 ○組立 a、○検査 a、○試験 a、○選別 a、○設計、○製図
1 500-		
1 000-	設計室、製図室	繊維工場での選別、検査、印刷工場での植字、校正、化学工場での分析など細かい視作業、例えば、 ○組立 b、○検査 b、○試験 b、○選別 b
750-		
500-	制御室	一般の製造工程などでの普通の視作業、例えば、 ○組立 c、○検査 c、○試験 c、○選別 c、○包装 a、 ○倉庫内の事務
300-		
200-	電気室、空調機械室	粗な視作業、例えば、 ○限定された作業、 ○包装 b、○荷造 a
150-		
100-	出入口、廊下、通路、 階段、洗面所、便所、 作業を伴う倉庫	ごく粗な視作業、例えば、 ○限定された作業、 ○包装 c、○荷造 b、c
75-		
50-	屋内非常階段、倉庫、屋外動力設備	○荷積み、荷降ろし、荷の移動などの作業
30-		
20-	屋外(通路、構内警備用)	
10-		

- 備考 1. 同種作業名について見る対象物及び作業の性質に応じ次の三つに分ける。
- (1) 付表中の a は細かいもの、暗色のもの、対比の弱いもの、特に高価なもの、衛生に関係ある場合、精度の高いことを要求される場合、作業時間の長い場合などを表す。
  - (2) 付表中の b は(1)と(3)の中間のものを表す。
  - (3) 付表中の c は粗いもの、明色のもの、対比の強いもの、がんじょうなもの、さほど高価でないものを表す。
2. 危険作業のときは、2倍の照度とする。

補足説明資料 1 - 4 ( 1 4 条)

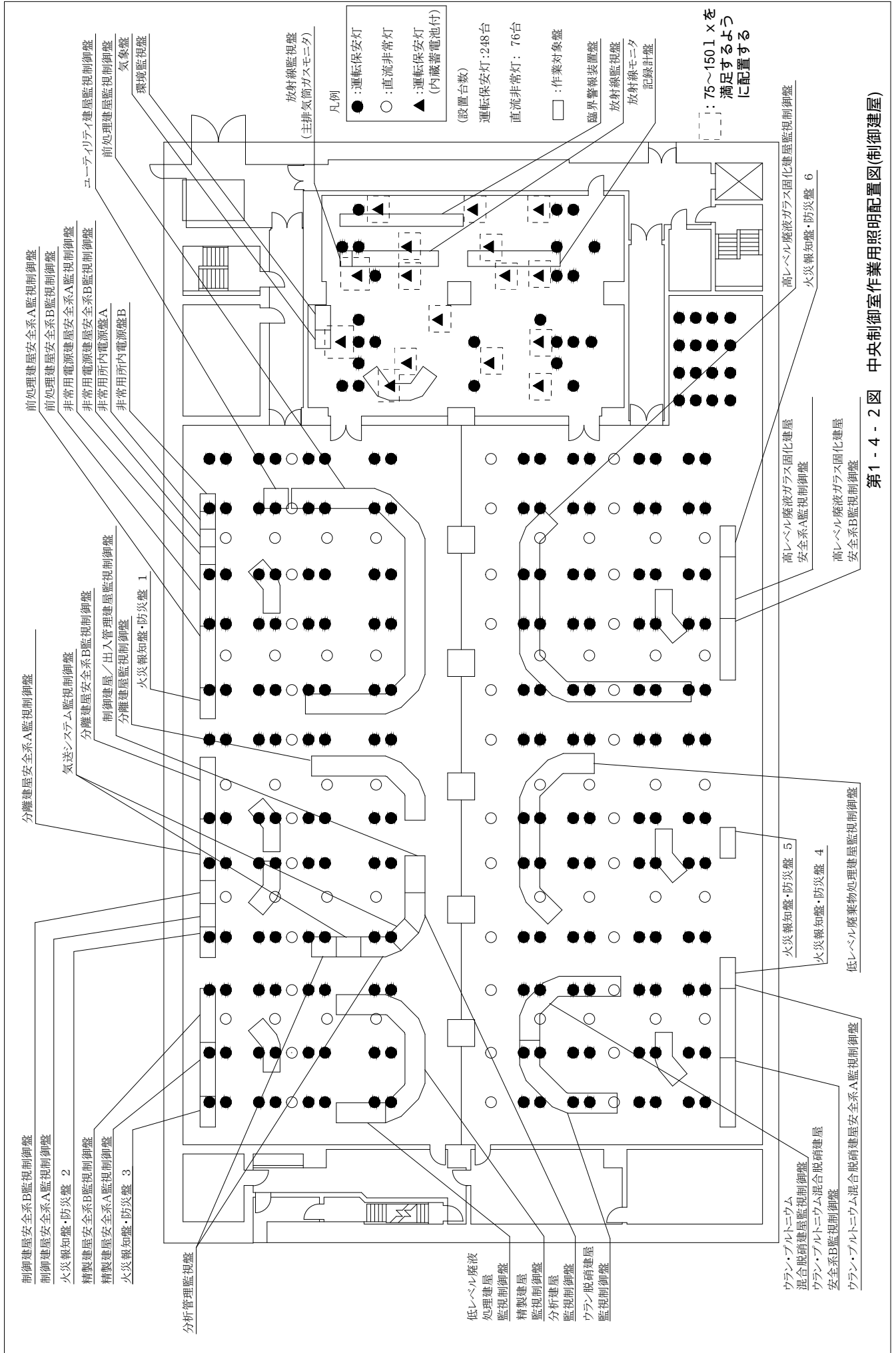
補足説明資料 1-4 作業用照明電源系統図及び作業用照明配置図

中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の設計基準事故が発生した場合において事故対策のために用いる作業用照明の電源系統図及び配置図を第1-4-1図～第1-4-4図に示す。

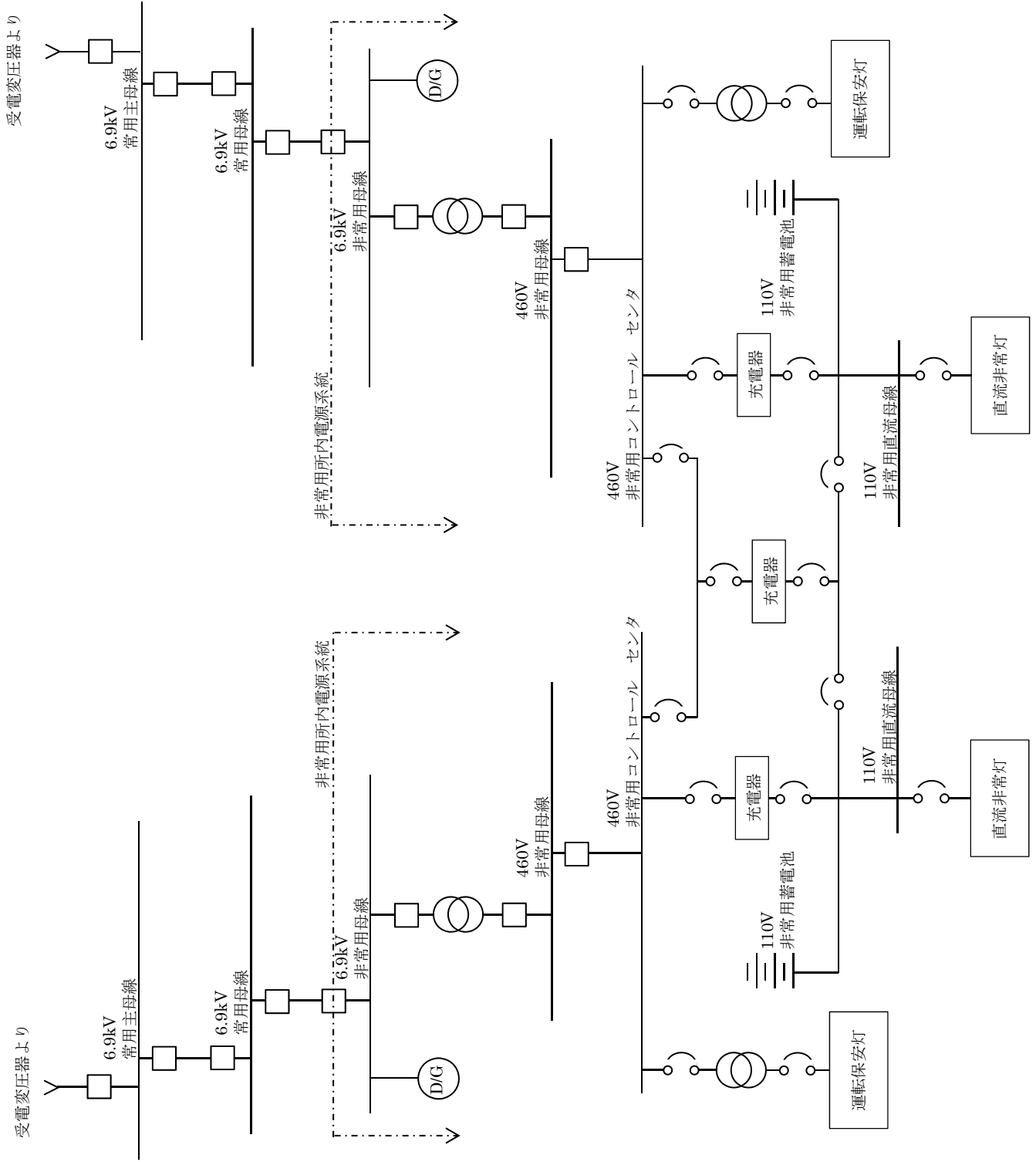


補 1-4-2

第 1 - 4 - 1 図 作業用照明電源系統図 (制御建屋)



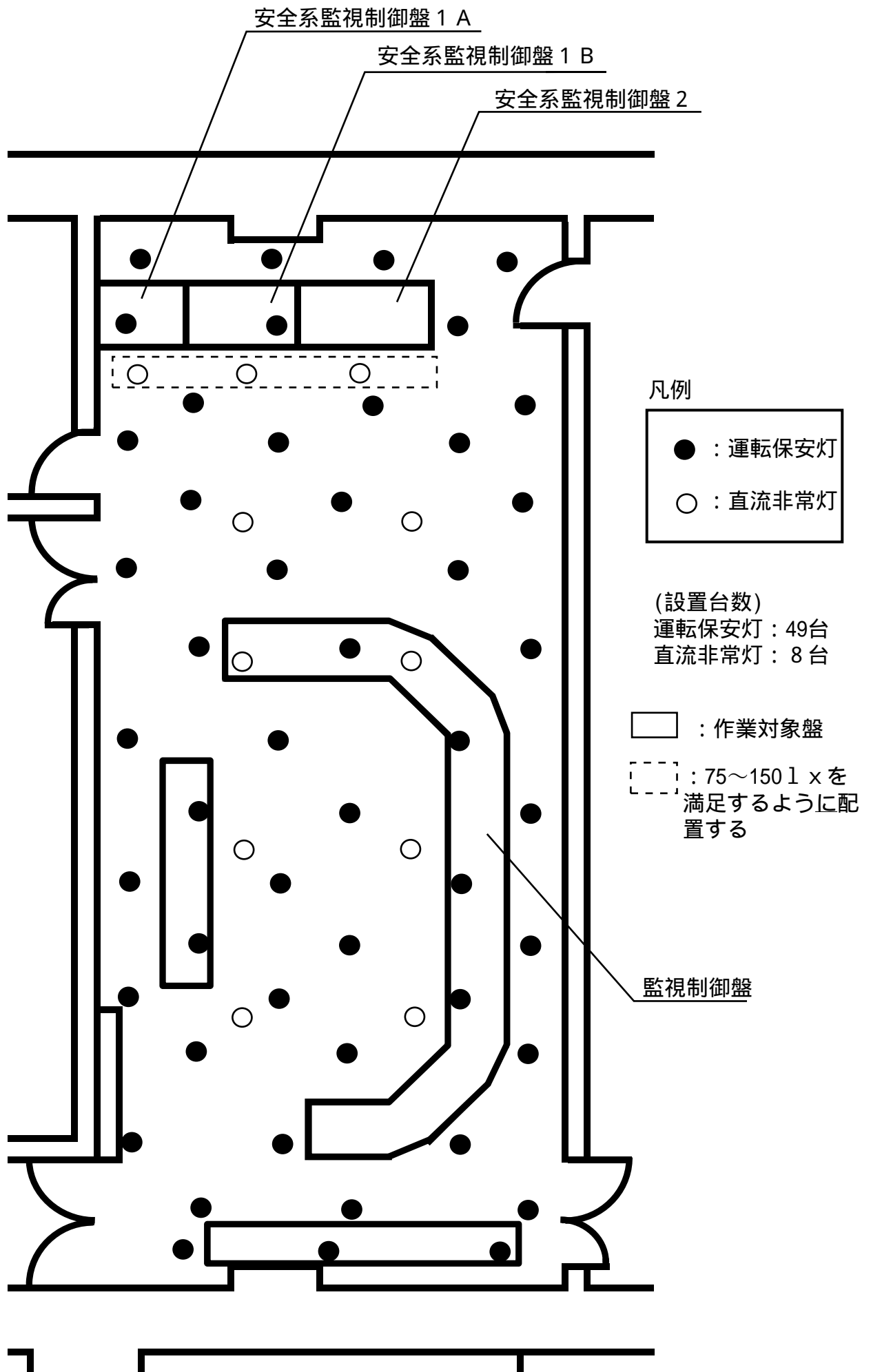
第1-4-2 図 中央制御室作業用照明配置図(制御建屋)



補 1-4-4

第 1 - 4 - 3 図 作業用照明電源系統図 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)





第 1 - 4 - 4 図 制御室作業用照明配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)

令和元年 11 月 21 日 R 5

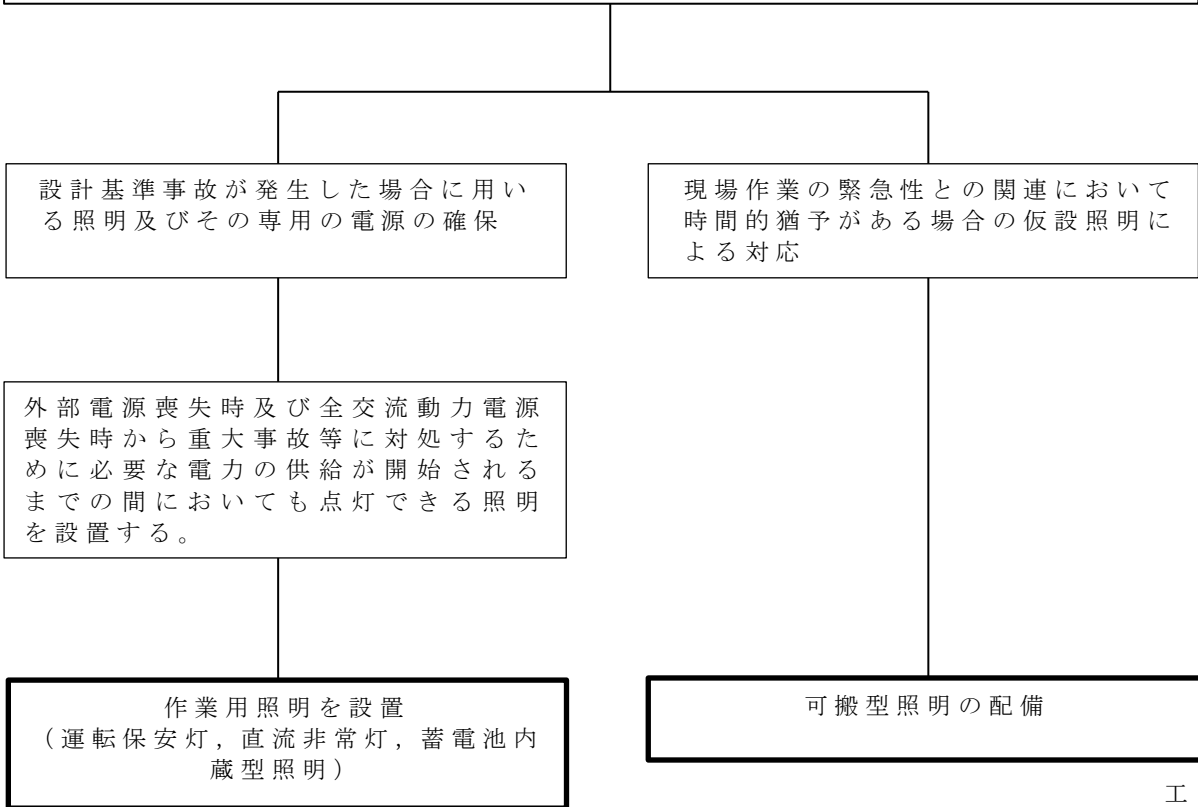
補足説明資料 1 - 5 ( 1 4 条)

補足説明資料 1-5 運用，手順説明資料

第 14 条 安全避難通路等

事業指定基準規則  
三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

解釈  
3 第 3 号に規定する「設計基準事故が発生した際に用いる照明」とは，昼夜問わず，再処理施設内で事故対策の作業が生じた場合に，作業が可能となる照明をいい，現場作業の緊急性との関連において，仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には，仮設照明（可搬型）による対応も含むものとする。



【後段規制との対応】  
工：設工認（本文・添付資料）

【添付六への反映事項】  
**□**：添付六 9.2 電気設備に反映

運用，手順に係る対策等（設計基準）

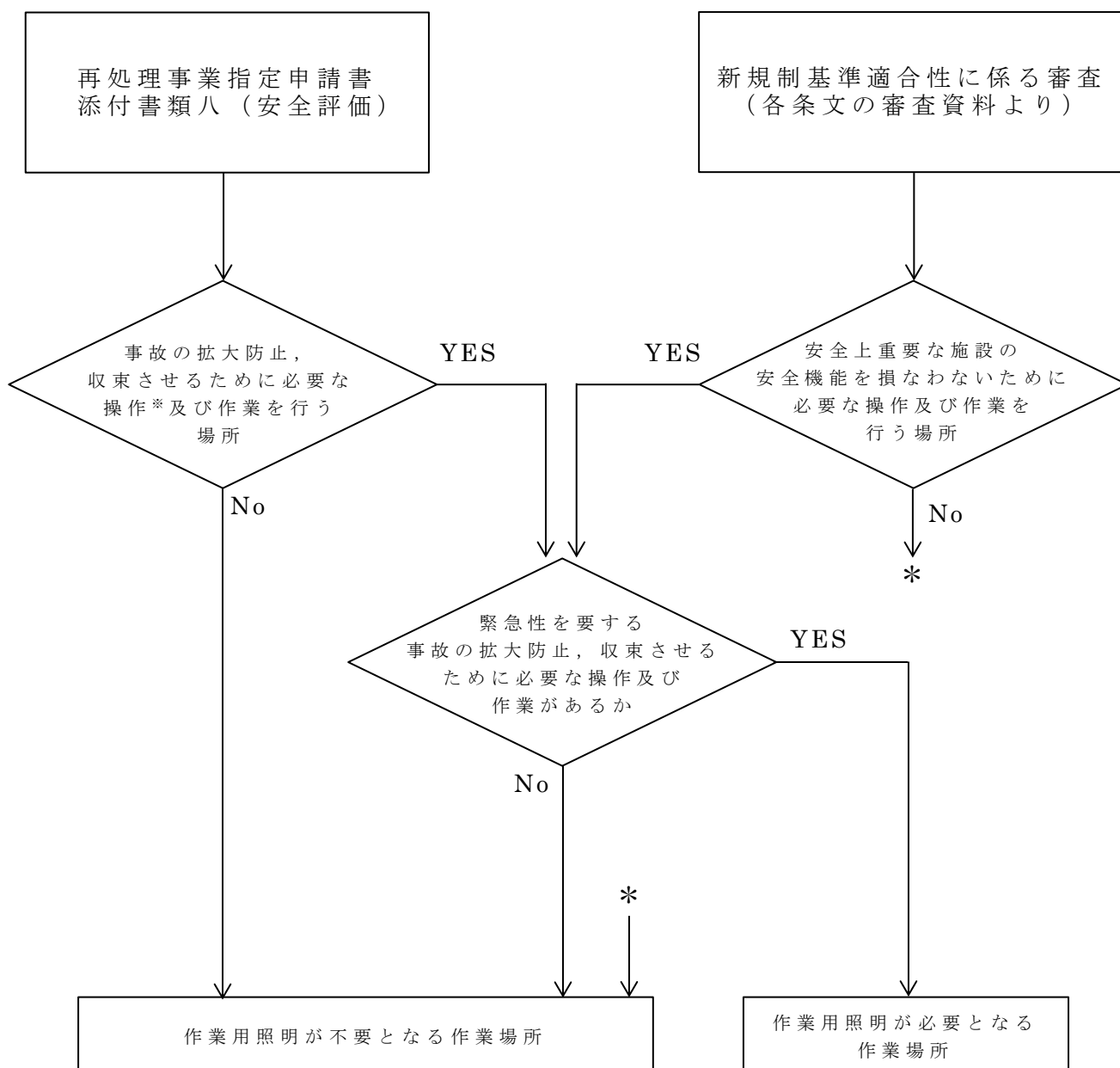
事業指定基準 規則対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第 14 条 安全避難通路 等	作業用照明を 設置  (運転保安灯， 蓄電池内蔵照 明，直流非常 灯)	運用・手順	—
		体制	—
		保守・点検	作業用照明（運転保安灯， 直流非常灯，蓄電池内蔵 照明）は，作業用照明に 要求される機能を健全に 維持するために，適切な 保守及び修理を行う。
		教育・訓練	—
	可搬型照明の 配備	運用・手順	必要時に迅速に使用でき るよう，必要数及び保管 場所を定める。
		体制	—
		保守・点検	可搬型照明は，要求され る機能を健全に維持する ために，適切な保守及び 修理を行う。
		教育・訓練	—

令和元年 12 月 10 日 R 5

補足説明資料 1 - 6 ( 1 4 条)

## 補足説明資料 1-6 作業用照明が必要となる作業場所について

設計基準事故時に作業用照明が必要となる作業場所について、第1-6-1図のフローに基づき抽出した結果、第1-6-1表のとおり中央制御室と使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において、事故対策のための作業を実施するため、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。



※「事故の拡大防止又は収束させるために必要な操作」には、「財産保護を目的とした操作及び代替可能な操作・確認」を含めない。

第1-6-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー

第 1 - 6 - 1 表 作業用照明が必要となる作業場所

選定項目（規則）	必要な現場操作	作業場所
第二条 核燃料物質の臨界防止	現場操作無し	—
第三条 遮蔽等	— ※1	— ※1
第四条 閉じ込めの機能	現場操作無し	—
第五条 火災等による損傷の防止	火災防護審査基準に基づき、消火設備の操作を行う現場制御盤は、操作性及び視認性を考慮した操作器具の配置を行うと共に、誤りを生じにくいよう施錠管理する設計とする。	火災防護審査基準に基づき、消火設備の操作等に必要火災区域及びその出入通路に作業用照明を設ける。 (第五条で対応)
第六条 安全機能を有する施設の地盤	— ※1	— ※1
第七条 地震による損傷の防止	— ※2	— ※2
第八条 津波による損傷の防止	— ※3	— ※3
第九条 外部からの衝撃による損傷の防止	<u>現場操作なし</u>	—
第十条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止	— ※1	— ※1
第十一条 溢水による損傷の防止	配管の破損箇所を想定したうえでの弁操作については、補足説明資料 2 - 1 に示す誤操作防止対策を講じる設計とする。	配管の破損箇所を想定したうえでの現場確認や弁が設置されている部屋。弁の操作があるが、作業まで時間的余裕があるため可搬型照明で対応。
第十二条 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	配管の破損箇所を想定したうえでの弁操作については、補足説明資料 2 - 1 に示す誤操作防止対策を講じる設計とする。	配管の破損箇所を想定したうえでの現場確認や弁が設置されている部屋。弁の操作があるが、作業まで時間的余裕があるため可搬型照明で対応。

選定項目（規則）	必要な現場操作	作業場所
第十三条 誤操作の防止		再処理事業指定変更許可申請書 添付書類八に示す設計基準事故等 1) 中央制御室 2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
第十四条 安全避難通路等	現場操作無し	
第十五条 安全機能を有する施設	－※2	－※2
第十六条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	－※4	－※5
第十七条 使用済燃料の貯蔵施設等	現場操作なし	－
第十八条 計測制御システム施設	現場操作なし	再処理事業指定変更許可申請書 添付書類八に示す設計基準事故等 1) 中央制御室 2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
第十九条 安全保護回路	現場操作なし	－
第二十条 制御室等	現場操作なし	再処理事業指定変更許可申請書 添付書類八に示す設計基準事故等 1) 中央制御室 2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
第二十一条 廃棄施設	現場操作なし	－
第二十二条 保管廃棄施設	現場操作なし	－
第二十三条 放射線管理施設	現場操作なし	再処理事業指定変更許可申請書 添付書類八に示す設計基準事故等 1) 中央制御室 2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
第二十四条 監視設備	現場操作なし	添付書類八に示す設計基準事故等 1) 中央制御室 2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
第二十五条 保安電源設備	現場操作なし	添付書類八に示す設計基準事故等 1) 中央制御室 2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室



選定項目（規則）	必要な現場操作	作業場所
第二十六条 緊急時 対策所	現場操作なし	—
第二十七条 通信連 絡設備	現場操作なし	再処理事業指定変更許可 申請書 添付書類八に示す設計基 準事故等 1) 中央制御室 2) 使用済燃料の受入れ 施設及び貯蔵施設の制御 室

- ※ 1：規則要求に照らしあわせると、再処理施設の遮蔽設計に関する要求事項であり、操作する対象の設備はない。
- ※ 2：規則要求に照らしあわせると、設備の設計要求事項であり、操作する対象の設備はない。
- ※ 3：再処理施設は、標高 55m 及び海岸から 5 k m の地点に位置していることから、津波は到達しない。
- ※ 4：第 13 条整理資料における補足説明資料 2-3 の第 2-3-2 表で抽出している。
- ※ 5：第 1 表で抽出している。

設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	評価結果
(精製施設のフルトニウム精製設備) 逆抽出塔での逆抽出用液の流量低下	【警報対応手順書】 HAN流量1 低 HAN流量2 低 STRIP流量1 低 STRIP流量2 低 精製ウラニウム流量 低	STRIP流量1、2低 の警報が発報しインターロックにて工程が停止。 逆抽出塔の流量低下に伴い、逆抽出塔にて流量調整を実施する。流量調整が完了後は、2COPにて工程停止・SRPへ循環運転とする。 逆抽出塔の流量低下に伴い、逆抽出塔にて流量調整を実施する。流量調整が完了後は、2COPにて工程停止・SRPへ循環運転とする。	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(精製施設のフルトニウム精製設備) ウラン逆抽出器での温水の温度上昇	【警報対応手順書】 出口温水温度1、2 高 出口温度 高	出口温水温度1、2高 インターロックにより温水の加熱蒸気が自動停止。 【警報対応手順書】 出口温水温度1、2高 出口温度 高 の関係を確認し、可能ならば、自動モードにて調整を行う。 インターロックにより温水が自動停止。	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(精製施設のフルトニウム精製設備) ウラン逆抽出器での逆抽出用液の流量低下	【警報対応手順書】 流量 低	警報対応手順書に従い、自動モードでインターロック調整を行う。	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備) 溶媒再生系ウラン精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での有機溶媒の流量低下	【警報対応手順書】 おより 水相温度 高 水相温度 高	インターロックにより温水が自動停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備) 溶媒再生系ウラン精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での温水の温度上昇	【警報対応手順書】 おより 水相温度 高 水相温度 高	インターロックにより温水が自動停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備) 溶媒再生系ウラン精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での有機溶媒の流量低下	【警報対応手順書】 温度 高 温度 高	インターロックにより温水が自動停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備) 溶媒再生系ウラン精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での温水の温度上昇	【警報対応手順書】 温度 高 温度 高	インターロックにより温水が自動停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備) 溶媒再生系フルトニウム精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での有機溶媒の流量低下	【警報対応手順書】 温度 高 温度 高	インターロックにより温水が自動停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備) 溶媒再生系フルトニウム精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での温水の温度上昇	【警報対応手順書】 温度 高 温度 高	インターロックにより温水が自動停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(分製施設の分配設備) ウラン濃縮塔での一次蒸気の流量増大	【警報対応手順書】 蒸気温度 高	温度監視	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(精製施設のウラン精製設備及びフルトニウム精製設備) ウラン濃縮塔での一次蒸気の流量増大	【警報対応手順書】 蒸気温度 高 蒸気温度 高 蒸気温度 高	インターロックにより加熱蒸気の供給停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(精製施設のウラン精製設備及びフルトニウム精製設備) フルトニウム濃縮塔での一次蒸気の流量増大	【警報対応手順書】 蒸気温度 高 蒸気温度 高 蒸気温度 高	インターロックにより加熱蒸気の供給停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(酸及び溶媒の回収施設) 酸回収設備の第2酸回収系の蒸気での一次蒸気の流量増大	【警報対応手順書】 蒸気温度 高	温度監視	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
(酸及び溶媒の回収施設) 酸回収設備の第2酸回収系の蒸気での一次蒸気の流量増大	【警報対応手順書】 蒸気温度 高 蒸気温度 高 蒸気温度 高	インターロックにより加熱蒸気の供給停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	

「運転時の異常な過渡変化」

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	
				評価内容	評価結果
(放射性廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設) 高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮設備での一次蒸気の 流量増大  (脱硝施設のウラン、プルトニウム混合脱硝設備) 焙幹・還元系の還元炉での還元ガス中の水素濃度上昇  (分離施設の分離設備) 抽出塔での有機溶媒の流量低下  (分離施設の分離設備) 抽出塔での有機溶媒の流量増加  (分離施設の分離設備) 第1洗浄塔での洗浄用液の濃縮度低下  (分離施設の分離設備) 第2洗浄塔での洗浄用液の濃縮度低下  (分離施設の分配設備) フルトニウム分配塔、プルトニウム洗浄器での還元剤の流量低下  (分離施設の分配設備) フルトニウム分配塔、プルトニウム洗浄器での還元剤濃度の低下  (分離施設の分配設備) フルトニウム分配塔、プルトニウム洗浄器での還元剤濃度の低下  (分離施設の分配設備) フルトニウム分配塔での還元剤濃度の低下  (分離施設の分配設備) フルトニウム分配塔での還元剤濃度の低下  (分離施設の分配設備) フルトニウム分配塔での還元剤濃度の低下  (分離施設の分配設備) フルトニウム分配塔での還元剤濃度の低下  (分離施設の分配設備) フルトニウム分配塔での還元剤濃度の低下  (精製施設のプルトニウム精製設備) 逆抽出塔での還元剤の流量低下	【警報対応手順書】 蒸気温度高 【警報対応手順書】 蒸気温度高 蒸気温度低 【警報対応手順書】 流量高 流量低 【警報対応手順書】 流量高 流量低 流量A高 流量A低 流量B高 流量B低 【警報対応手順書】 流量高 流量低 流量A高 流量A低 流量B高 流量B低 【警報対応手順書】 24時間濃度低 【警報対応手順書】 15N濃縮度低 【警報対応手順書】 ウラナス流量低 総ウラナス流量低 【警報対応手順書】 総H2流量低 中部n線流量高 n線流量高 【警報対応手順書】 総H2流量低 中部n線流量高 n線流量高 【警報対応手順書】 流量高 流量低 流量A高 流量A低 流量B高 流量B低 【警報対応手順書】 HAN流量高 HAN流量低 HAN流量高 HAN流量低	警報対応手順書に依り、温度上昇速度が算術に早く、直ちに蒸気温度高警報発生した場合、蒸気温度高警報発生時の発生値が100℃を下回るまで、加熱蒸気温度を低減させる。  インターロックにより加熱蒸気の供給停止、冷却運転へ移行  監視制御(OIS)からの混合装置出口水素濃度高警報及びインターロックにより還元ガス受槽への還元ガスの供給停止確認  上記混合装置出口水素濃度高警報及びインターロックの他に、監視制御(OIS)、安全系監視制御装置からの還元ガス受槽出口水素濃度高警報及びインターロック(受重量系列)により還元炉への還元ガス供給停止確認  インターロックにより溶解液の供給停止  インターロックにより溶解液の供給停止  警報対応手順書に依り、自動モードでインライン調整を行う。また、必要の場合、アクティブ調整、または「停止」を停止し、除染ウラン供給を行う。故障が継続する場合、工程のシャットダウンを行う。  警報対応手順書に依り、自動モードでインライン調整を行う。故障が継続する場合、工程のシャットダウンを実施する。但し、停止期間が長い場合、ワンウェイ出しを行う。  警報対応手順書に依り、いづれかの流量が異常の場合、他の流量を増加してDUN流量を維持する。故障期間が長い場合、工程のシャットダウンを実施する。  警報対応手順書に依り、故障していないFRCの流量を増加して全体の流量を維持する。故障期間が長い場合、工程のシャットダウンを実施する。  警報対応手順書に依り、工程へのアクティブ供給を停止し、DUN供給を行う。異常が継続する場合、工程のフラッシュアウト後に工程停止を実施する。  警報対応手順書に依り、工程へのアクティブ供給を停止し、DUN供給を行う。故障期間が長い場合、工程のシャットダウンを実施する。  警報対応手順書に依り、工程へのアクティブ供給を停止し、DUN供給を行う。異常が継続する場合、工程のフラッシュアウト後に工程停止を実施する。  警報対応手順書に依り、いづれかの流量が異常の場合、他の流量を増加してDUN流量を維持する。故障期間が長い場合、工程のシャットダウンを実施する。  警報対応手順書に依り、バルブターンを切り替えた後も異常が継続する場合、工程のFR/FPフラッシュアウト後に工程停止を実施する。  警報対応手順書に依り、自動モードで流量調整を実施する。流量復旧できない場合は、2CPUで工程停止-SRP4循環運転とする。	中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室  中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)  対象外(中央制御室にて対応可能)	

「運転時の異常な過渡変化」

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価内容	評価結果		
(精製施設のプロトニウム精製設備) 逆抽出塔での還元剤濃度の低下	【警報対応手順書】 上部の濃度 高 n線流量 高 P <sub>1</sub> 濃度A 高 P <sub>2</sub> 濃度B 高	警報対応手順書に依り、HAN流量を増加させ、の濃度を、のH線流量、のn線流量、のP濃度、のP濃度を監視する。のn線流量、のH線流量、のP濃度、のP濃度を監視し、プロトニウムの上昇が見られる場合、速やかに2OP運転停止、SRP <sub>1</sub> 循環運転とする。	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(精製施設のプロトニウム精製設備) 逆抽出塔、プロトニウム還元剤濃度上昇	【警報対応手順書】 上部の濃度 高 n線流量 高 P <sub>1</sub> 濃度A 高 P <sub>2</sub> 濃度B 高	警報対応手順書に依り、HAN流量を増加させ、の濃度を、のH線流量、のn線流量、のP濃度、のP濃度を監視する。のn線流量、のH線流量、のP濃度、のP濃度を監視し、プロトニウムの上昇が見られる場合、速やかに2OP運転停止、SRP <sub>1</sub> 循環運転とする。	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(精製施設のプロトニウム精製設備) 逆抽出塔でのハルセンオンガスの供給低下	【警報対応手順書】 ハルセンオンガス 異常	警報対応手順書に依り、異常発生時時間短縮されない場合は、2OP工程停止、SRP <sub>1</sub> 循環運転とする。	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(貯蔵施設のウラン、プルトニウム混合液設備) 焙烘・還元系の焙烘炉、還元炉での加熱能力増加	焙烘工程警報対応手順書 還元工程警報対応手順書	監視制御(OIS)、安全系監視制御室からの焙烘炉、還元炉のヒータ部加熱速度異常警報及びインターロック(安全系2系列)により焙烘炉、還元炉のヒータ部加熱停止確認	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(分離施設) 分配設備のウラン濃縮缶の凝縮器での冷却能力の低下	【警報対応手順書】 凝縮液温度 高 排ガス温度 高 気相下部圧力 高	インターロックにより加熱蒸気の供給停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(精製施設のウラン精製設備) ウラン濃縮缶の凝縮器での冷却能力の低下	【警報対応手順書】 排ガス温度 高 凝縮液温度 高	温度監視	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(精製施設のプロトニウム精製設備) プロトニウム濃縮缶の凝縮器での冷却能力の低下	【警報対応手順書】 圧力 高	インターロックにより加熱停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(貯及び揮発の回収施設の検回収設備) 第1回収系の精製器の凝縮器での冷却能力の低下	【警報対応手順書】 冷却水流量 低 圧力 高	インターロックにより加熱停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(貯及び揮発の回収施設の検回収設備) 第2回収系の精製器の凝縮器での冷却能力の低下	【警報対応手順書】 排ガス温度 高	温度監視	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備) 高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液抽出凝縮器での冷却能力の低下	【警報対応手順書】 上部圧力 高	インターロックにより工程停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備) 高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液抽出凝縮器での冷却能力の低下	【警報対応手順書】 上部圧力 高	インターロックにより加熱停止	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
(液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備) 高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液抽出凝縮器での冷却能力の低下	【警報対応手順書】 排ガス温度 高 凝縮液温度 高 気相下部圧力 高	警報対応手順書に依り、温度上昇速度が非常に早く、直ちにが動作し、温度A 高、温度B 高、温度C 高、温度D 高、温度E 高、温度F 高、温度G 高、温度H 高、温度I 高、温度J 高、温度K 高、温度L 高、温度M 高、温度N 高、温度O 高、温度P 高、温度Q 高、温度R 高、温度S 高、温度T 高、温度U 高、温度V 高、温度W 高、温度X 高、温度Y 高、温度Z 高、温度AA 高、温度AB 高、温度AC 高、温度AD 高、温度AE 高、温度AF 高、温度AG 高、温度AH 高、温度AI 高、温度AJ 高、温度AK 高、温度AL 高、温度AM 高、温度AN 高、温度AO 高、温度AP 高、温度AQ 高、温度AR 高、温度AS 高、温度AT 高、温度AU 高、温度AV 高、温度AW 高、温度AX 高、温度AY 高、温度AZ 高、温度BA 高、温度BB 高、温度BC 高、温度BD 高、温度BE 高、温度BF 高、温度BG 高、温度BH 高、温度BI 高、温度BJ 高、温度BK 高、温度BL 高、温度BM 高、温度BN 高、温度BO 高、温度BP 高、温度BQ 高、温度BR 高、温度BS 高、温度BT 高、温度BU 高、温度BV 高、温度BW 高、温度BX 高、温度BY 高、温度BZ 高、温度CA 高、温度CB 高、温度CC 高、温度CD 高、温度CE 高、温度CF 高、温度CG 高、温度CH 高、温度CI 高、温度CJ 高、温度CK 高、温度CL 高、温度CM 高、温度CN 高、温度CO 高、温度CP 高、温度CQ 高、温度CR 高、温度CS 高、温度CT 高、温度CU 高、温度CV 高、温度CW 高、温度CX 高、温度CY 高、温度CZ 高、温度DA 高、温度DB 高、温度DC 高、温度DD 高、温度DE 高、温度DF 高、温度DG 高、温度DH 高、温度DI 高、温度DJ 高、温度DK 高、温度DL 高、温度DM 高、温度DN 高、温度DO 高、温度DP 高、温度DQ 高、温度DR 高、温度DS 高、温度DT 高、温度DU 高、温度DV 高、温度DW 高、温度DX 高、温度DY 高、温度DZ 高、温度EA 高、温度EB 高、温度EC 高、温度ED 高、温度EE 高、温度EF 高、温度EG 高、温度EH 高、温度EI 高、温度EJ 高、温度EK 高、温度EL 高、温度EM 高、温度EN 高、温度EO 高、温度EP 高、温度EQ 高、温度ER 高、温度ES 高、温度ET 高、温度EU 高、温度EV 高、温度EW 高、温度EX 高、温度EY 高、温度EZ 高、温度FA 高、温度FB 高、温度FC 高、温度FD 高、温度FE 高、温度FF 高、温度FG 高、温度FH 高、温度FI 高、温度FJ 高、温度FK 高、温度FL 高、温度FM 高、温度FN 高、温度FO 高、温度FP 高、温度FQ 高、温度FR 高、温度FS 高、温度FT 高、温度FU 高、温度FV 高、温度FW 高、温度FX 高、温度FY 高、温度FZ 高、温度GA 高、温度GB 高、温度GC 高、温度GD 高、温度GE 高、温度GF 高、温度GG 高、温度GH 高、温度GI 高、温度GJ 高、温度GK 高、温度GL 高、温度GM 高、温度GN 高、温度GO 高、温度GP 高、温度GQ 高、温度GR 高、温度GS 高、温度GT 高、温度GU 高、温度GV 高、温度GW 高、温度GX 高、温度GY 高、温度GZ 高、温度HA 高、温度HB 高、温度HC 高、温度HD 高、温度HE 高、温度HF 高、温度HG 高、温度HH 高、温度HI 高、温度HJ 高、温度HK 高、温度HL 高、温度HM 高、温度HN 高、温度HO 高、温度HP 高、温度HQ 高、温度HR 高、温度HS 高、温度HT 高、温度HU 高、温度HV 高、温度HW 高、温度HX 高、温度HY 高、温度HZ 高、温度IA 高、温度IB 高、温度IC 高、温度ID 高、温度IE 高、温度IF 高、温度IG 高、温度IH 高、温度IJ 高、温度IK 高、温度IL 高、温度IM 高、温度IN 高、温度IO 高、温度IP 高、温度IQ 高、温度IR 高、温度IS 高、温度IT 高、温度IU 高、温度IV 高、温度IW 高、温度IX 高、温度IY 高、温度IZ 高、温度JA 高、温度JB 高、温度JC 高、温度JD 高、温度JE 高、温度JF 高、温度JG 高、温度JH 高、温度JI 高、温度JJ 高、温度JK 高、温度JL 高、温度JM 高、温度JN 高、温度JO 高、温度JP 高、温度JQ 高、温度JR 高、温度JS 高、温度JT 高、温度JU 高、温度JV 高、温度JW 高、温度JX 高、温度JY 高、温度JZ 高、温度KA 高、温度KB 高、温度KC 高、温度KD 高、温度KE 高、温度KF 高、温度KG 高、温度KH 高、温度KI 高、温度KJ 高、温度KK 高、温度KL 高、温度KM 高、温度KN 高、温度KO 高、温度KP 高、温度KQ 高、温度KR 高、温度KS 高、温度KT 高、温度KU 高、温度KV 高、温度KW 高、温度KX 高、温度KY 高、温度KZ 高、温度LA 高、温度LB 高、温度LC 高、温度LD 高、温度LE 高、温度LF 高、温度LG 高、温度LH 高、温度LI 高、温度LJ 高、温度LK 高、温度LL 高、温度LM 高、温度LN 高、温度LO 高、温度LP 高、温度LQ 高、温度LR 高、温度LS 高、温度LT 高、温度LU 高、温度LV 高、温度LW 高、温度LX 高、温度LY 高、温度LZ 高、温度MA 高、温度MB 高、温度MC 高、温度MD 高、温度ME 高、温度MF 高、温度MG 高、温度MH 高、温度MI 高、温度MJ 高、温度MK 高、温度ML 高、温度MM 高、温度MN 高、温度MO 高、温度MP 高、温度MQ 高、温度MR 高、温度MS 高、温度MT 高、温度MU 高、温度MV 高、温度MW 高、温度MX 高、温度MY 高、温度MZ 高、温度NA 高、温度NB 高、温度NC 高、温度ND 高、温度NE 高、温度NF 高、温度NG 高、温度NH 高、温度NI 高、温度NJ 高、温度NK 高、温度NL 高、温度NM 高、温度NO 高、温度NP 高、温度NQ 高、温度NR 高、温度NS 高、温度NT 高、温度NU 高、温度NV 高、温度NW 高、温度NX 高、温度NY 高、温度NZ 高、温度OA 高、温度OB 高、温度OC 高、温度OD 高、温度OE 高、温度OF 高、温度OG 高、温度OH 高、温度OI 高、温度OJ 高、温度OK 高、温度OL 高、温度OM 高、温度ON 高、温度OO 高、温度OP 高、温度OQ 高、温度OR 高、温度OS 高、温度OT 高、温度OU 高、温度OV 高、温度OW 高、温度OX 高、温度OY 高、温度OZ 高、温度PA 高、温度PB 高、温度PC 高、温度PD 高、温度PE 高、温度PF 高、温度PG 高、温度PH 高、温度PI 高、温度PJ 高、温度PK 高、温度PL 高、温度PM 高、温度PN 高、温度PO 高、温度PP 高、温度PQ 高、温度PR 高、温度PS 高、温度PT 高、温度PU 高、温度PV 高、温度PW 高、温度PX 高、温度PY 高、温度PZ 高、温度QA 高、温度QB 高、温度QC 高、温度QD 高、温度QE 高、温度QF 高、温度QG 高、温度QH 高、温度QI 高、温度QJ 高、温度QK 高、温度QL 高、温度QM 高、温度QN 高、温度QO 高、温度QP 高、温度QQ 高、温度QR 高、温度QS 高、温度QT 高、温度QU 高、温度QV 高、温度QW 高、温度QX 高、温度QY 高、温度QZ 高、温度RA 高、温度RB 高、温度RC 高、温度RD 高、温度RE 高、温度RF 高、温度RG 高、温度RH 高、温度RI 高、温度RJ 高、温度RK 高、温度RL 高、温度RM 高、温度RN 高、温度RO 高、温度RP 高、温度RQ 高、温度RR 高、温度RS 高、温度RT 高、温度RU 高、温度RV 高、温度RW 高、温度RX 高、温度RY 高、温度RZ 高、温度SA 高、温度SB 高、温度SC 高、温度SD 高、温度SE 高、温度SF 高、温度SG 高、温度SH 高、温度SI 高、温度SJ 高、温度SK 高、温度SL 高、温度SM 高、温度SN 高、温度SO 高、温度SP 高、温度SQ 高、温度SR 高、温度SS 高、温度ST 高、温度SU 高、温度SV 高、温度SW 高、温度SX 高、温度SY 高、温度SZ 高、温度TA 高、温度TB 高、温度TC 高、温度TD 高、温度TE 高、温度TF 高、温度TG 高、温度TH 高、温度TI 高、温度TJ 高、温度TK 高、温度TL 高、温度TM 高、温度TN 高、温度TO 高、温度TP 高、温度TQ 高、温度TR 高、温度TS 高、温度TT 高、温度TU 高、温度TV 高、温度TW 高、温度TX 高、温度TY 高、温度TZ 高、温度UA 高、温度UB 高、温度UC 高、温度UD 高、温度UE 高、温度UF 高、温度UG 高、温度UH 高、温度UI 高、温度UJ 高、温度UK 高、温度UL 高、温度UM 高、温度UN 高、温度UO 高、温度UP 高、温度UQ 高、温度UR 高、温度US 高、温度UT 高、温度UU 高、温度UV 高、温度UW 高、温度UX 高、温度UY 高、温度UZ 高、温度VA 高、温度VB 高、温度VC 高、温度VD 高、温度VE 高、温度VF 高、温度VG 高、温度VH 高、温度VI 高、温度VJ 高、温度VK 高、温度VL 高、温度VM 高、温度VN 高、温度VO 高、温度VP 高、温度VQ 高、温度VR 高、温度VS 高、温度VT 高、温度VU 高、温度VV 高、温度VW 高、温度VX 高、温度VY 高、温度VZ 高、温度WA 高、温度WB 高、温度WC 高、温度WD 高、温度WE 高、温度WF 高、温度WG 高、温度WH 高、温度WI 高、温度WJ 高、温度WK 高、温度WL 高、温度WM 高、温度WN 高、温度WO 高、温度WP 高、温度WQ 高、温度WR 高、温度WS 高、温度WT 高、温度WU 高、温度WV 高、温度WW 高、温度WX 高、温度WY 高、温度WZ 高、温度XA 高、温度XB 高、温度XC 高、温度XD 高、温度XE 高、温度XF 高、温度XG 高、温度XH 高、温度XI 高、温度XJ 高、温度XK 高、温度XL 高、温度XM 高、温度XN 高、温度XO 高、温度XP 高、温度XQ 高、温度XR 高、温度XS 高、温度XT 高、温度XU 高、温度XV 高、温度XW 高、温度XX 高、温度XY 高、温度XZ 高、温度YA 高、温度YB 高、温度YC 高、温度YD 高、温度YE 高、温度YF 高、温度YG 高、温度YH 高、温度YI 高、温度YJ 高、温度YK 高、温度YL 高、温度YM 高、温度YN 高、温度YO 高、温度YP 高、温度YQ 高、温度YR 高、温度YS 高、温度YT 高、温度YU 高、温度YV 高、温度YW 高、温度YX 高、温度YY 高、温度YZ 高、温度ZA 高、温度ZB 高、温度ZC 高、温度ZD 高、温度ZE 高、温度ZF 高、温度ZG 高、温度ZH 高、温度ZI 高、温度ZJ 高、温度ZK 高、温度ZL 高、温度ZM 高、温度ZN 高、温度ZO 高、温度ZP 高、温度ZQ 高、温度ZR 高、温度ZS 高、温度ZT 高、温度ZU 高、温度ZV 高、温度ZW 高、温度ZX 高、温度ZY 高、温度ZZ 高	警報対応手順書に依り、異常発生時時間短縮されない場合は、2OP工程停止、SRP <sub>1</sub> 循環運転とする。	中央制御室	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
外部電源喪失	【想定事故】 外部電源が喪失することにより、各設備の各工程は、運転停止の状態に移行する。 一方、各工程の安全維持に必要な安全給水系、安全圧縮空気系、塔槽降下ガス処理施設、安全維持に必要な換気設備の排気系、計測制御設備等に必要となる電力は、非常用所内電源系により供給される。	警報対応手順書に依り、異常発生時時間短縮されない場合は、2OP工程停止、SRP <sub>1</sub> 循環運転とする。	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)			
	現場	緊急を要しないことから対象外			対応不要		

「運転時の異常な過渡変化」

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価内容	評価結果
<p>「運転時の異常な過渡変化」</p> <p>設計基準事故等</p> <p>【想定事故】 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき) 外部電源喪失(つづき)</p>	<p>精製建屋・低レベル廃液処理建屋 外部電源喪失時対応マニュアル (AS-12-11-002-08)</p>	<p>ダイゼル発電機により起動する負荷の起動状況。警報吹鳴(異常の有無) 状況。運転パラメータの確認</p>	<p>中央制御室</p>	<p>対象外(中央制御室にて対応可能)</p>	<p>対応不要</p>
	<p>蒸気入口弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>蒸気入口弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>脱膜施設及び製品貯蔵施設 外部電源喪失時対応マニュアル (AS-13-11-003-08)</p>	<p>ダイゼル発電機により起動する負荷の起動状況。警報吹鳴(異常の有無) 状況。運転パラメータの確認</p>	<p>中央制御室</p>	<p>対象外(中央制御室にて対応可能)</p>	<p>対応不要</p>
	<p>蒸気入口弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>蒸気入口弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>高レベル廃液ガラス固化貯蔵建屋 外部電源喪失時対応マニュアル (AS-11-07-011-08)</p>	<p>ダイゼル発電機により起動する負荷の起動状況。警報吹鳴(異常の有無) 状況。運転パラメータの確認</p>	<p>中央制御室</p>	<p>対象外(中央制御室にて対応可能)</p>	<p>対応不要</p>
	<p>KBE建屋第一弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>KBE建屋第一弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>KBE建屋蒸気加熱コイル調節弁のバイパス弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>KBE建屋蒸気加熱コイル調節弁のバイパス弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>KBE建屋蒸気加熱コイル調節弁のバイパス弁</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>低レベル廃液処理・貯蔵施設 外部電源喪失時対応マニュアル (AS-11-002-16)</p>	<p>ダイゼル発電機により起動する負荷の起動状況。警報吹鳴(異常の有無) 状況。運転パラメータの確認</p>	<p>中央制御室</p>	<p>対象外(中央制御室にて対応可能)</p>	<p>対応不要</p>
	<p>制御建屋 出入管理建屋 外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>一般蒸気の建屋入口弁</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>ダイゼル発電機により起動する負荷の起動状況。警報吹鳴(異常の有無) 状況。運転パラメータの確認</p>	<p>中央制御室</p>	<p>対象外(中央制御室にて対応可能)</p>	<p>対応不要</p>
	<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>一般蒸気建屋取り合い弁</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>ダイゼル発電機により起動する負荷の起動状況。警報吹鳴(異常の有無) 状況。運転パラメータの確認</p>	<p>中央制御室</p>	<p>対象外(中央制御室にて対応可能)</p>	<p>対応不要</p>
	<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>一般蒸気建屋取り合い弁バイパス弁</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
	<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>外部電源喪失時対応マニュアル</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>
<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>外部電源喪失時対応マニュアル</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>	
<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>外部電源喪失時対応マニュアル</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>	
<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>外部電源喪失時対応マニュアル</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>	
<p>外部電源喪失時対応マニュアル (AS-17-11-005-05)</p>	<p>外部電源喪失時対応マニュアル</p>	<p>現場</p>	<p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>対応不要</p>	

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	
				計画内容	評価結果
(分煙施設) 分煙設備のセル内での有機溶媒火災 【想定事象】 分煙設備のセル内での有機溶媒火災を想定する。	○消火設備の操作 分煙装置 二酸化炭素消火設備操作マニュアル 添付-2	①火災報知機・防炎盤2プザ一鳴動により火災を認知	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
		②CO2放出	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
(分煙施設) 分煙設備のセル内での有機溶媒火災 【想定事象】 分煙設備のセル内での有機溶媒火災を想定する。	○消火設備の操作 分煙装置 二酸化炭素消火設備操作マニュアル 添付-2	①火災報知機・防炎盤2プザ一鳴動により火災を認知	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
		②CO2放出	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
(分煙施設) 分煙装置一時的滞留処理設備のセル内での有機溶媒火災 【想定事象】 分煙装置一時的滞留処理設備のセル内での有機溶媒火災を想定する。	○消火設備の操作 分煙装置 二酸化炭素消火設備操作マニュアル 添付-2	①火災報知機・防炎盤2プザ一鳴動により火災を認知	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
		②CO2放出	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
(精製施設) プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災 【想定事象】 プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災が生ずる場合は、セルに有機溶媒等が漏えいし、漏えいした有機溶媒が燃焼され、かつ、着火する場合を想定する。	(運転手順書) ①「事故防止対策」 ○セル内漏えい時の回収 「フルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えい(精製施設)」に同じ。 ②影響緩和対策 ○二酸化炭素消火設備の起動 (BAT時他外) ○二酸化炭素消火設備 運転 手順書	①火災報知機・防炎盤3プザ一鳴動により火災を確認	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
		②「CO2放出」スイッチ操作	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
(精製施設) 精製装置一時的滞留処理設備のセル内での有機溶媒火災 【想定事象】 精製装置一時的滞留処理設備のセル内での有機溶媒火災を想定する。	(運転手順書) ①「事故防止対策」 ○セル内漏えい時の回収 「精製装置一時的滞留処理設備の配管からセルへの漏えい(精製施設)」に同じ。 ②影響緩和対策 ○二酸化炭素消火設備の起動 (BAT時他外) ○二酸化炭素消火設備 運転 手順書	①火災報知機・防炎盤3プザ一鳴動により火災を確認	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
		②「CO2放出」スイッチ操作	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
(精製施設) プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災 【想定事象】 プルトニウム精製装置でりん酸三ブチル(以下「BP」という。)又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチルを回収、揮発ウラニル又は揮発フルトニウムの液体(以下「BP」等の液体)という。)の急激な分解反応が発生する場合は、まず蒸留塔(TIP)等が多量にBP等の液体を溜め、溜り過ぎた液体を溜り槽に送り、溜り槽の温度が急激に分解反応する温度に上昇する条件がすべて満たされる場合を想定する。	(運転手順書) ①「事故防止対策」 ○蒸留塔(TIP)等が多量にBP等の液体を溜り槽に送り、溜り槽の温度が急激に分解反応する温度に上昇する条件がすべて満たされる場合を想定する。	③鎮火確認	現場	緊急を要しないことから対象外	対応不要
		①火災報知機・防炎盤3プザ一鳴動により火災を確認	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
(精製施設) プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災 【想定事象】 プルトニウム精製装置でりん酸三ブチル(以下「BP」という。)又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチルを回収、揮発ウラニル又は揮発フルトニウムの液体(以下「BP」等の液体)という。)の急激な分解反応が発生する場合は、まず蒸留塔(TIP)等が多量にBP等の液体を溜め、溜り過ぎた液体を溜り槽に送り、溜り槽の温度が急激に分解反応する温度に上昇する条件がすべて満たされる場合を想定する。	(運転手順書) ①「事故防止対策」 ○蒸留塔(TIP)等が多量にBP等の液体を溜り槽に送り、溜り槽の温度が急激に分解反応する温度に上昇する条件がすべて満たされる場合を想定する。	③鎮火確認	現場	緊急を要しないことから対象外	対応不要
		①火災報知機・防炎盤3プザ一鳴動により火災を確認	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要

「設計基準事故」

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名		事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	
					計画内容	評価結果
〔設計基準事故等〕  (溶解槽内) 溶解槽内の溶解槽における境界 【想定事象】 溶解槽内で境界が発生する場合は、溶解中の硝酸濃度の異常な低下等を防止し検知する 種々の装置の故障が同時に起こり、かつ、そのような程度の異常が継続される場合を想定 する。	対象対応手順書 液位A高 液位B高 液位A高 液位B高	緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書 緊急対応手順書	ベージングによるAA槽層からの運搬命令 建屋換気系、VOG系、DOG系および電気設備の機能維持を確認する 緊急Goが注入されたこと(インターロック作動)を確認する 安全監視制御側から緊急Goの全開操作 全開戻りリセットのため緊急Goの全開操作 緊急Goの全閉操作 緊急Goの自動位置操作 センサ断機停止確認 溶解槽 回転(F0-1)ロック 警報抑制 溶解槽流量変更 エアリフト( )起動判断、起動操作 溶解槽、第1、第2よう着払い出し槽の設定温度変更 中間ポンプ液位確認、溶解槽供給停止、運転 回収液受槽( )の密度が低下していた場合、純水供給停止 回収液受槽( )の密度が低下していた場合、純水供給停止 ハルル洗浄槽の停止判断、停止操作、純水供給停止	中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能)	
	警報対応手順書 液位A高 液位B高 液位A高 液位B高		環やかに高レベル濃縮液一時的槽から高レベル濃縮液貯槽への送液停止操作を行う。 (サンプリングの停止含む)	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	
	警報対応手順書 液位A高 液位B高 液位A高 液位B高	またしから への移送) 投入運送手順書(移送元 槽内) 移送運送手順書(移送元 槽内) またしは 移送運送手順書(移送元 槽内)	またしから への移送) 投入運送手順書(移送元 槽内) 移送運送手順書(移送元 槽内) またしは 移送運送手順書(移送元 槽内)		中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	評価結果
<p>(溶解施設) 溶剤設備の配管からセルへの漏えい</p> <p>【想定事象】 溶剤設備の配管からセルへの漏えいを想定する。</p>	<p>【移送停止手順書】 液位A/B高 警報対応手順書</p> <p>【移送手順書】 A/B工程 溶解施設 溶剤設備の配管からセルへの漏えい A/B工程 サンプリング操作運転手運転 A/B工程 排水運転手運転 A/B工程 長期工程停止 運転手運転</p>	<p>漏えい液空血警報の発報確認</p> <p>漏えい液移送停止操作</p> <p>長期工程停止</p> <p>漏えい液サンプリング</p> <p>バルブ閉操作(漏えい液空血の回収系統のライン形成)</p> <p>漏えい液移送ポンプの起動操作</p> <p>漏えい液が回収(移送)されていることの確認</p> <p>漏えい液移送ポンプの停止操作</p> <p>バルブ閉操作</p>	<p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p>	<p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>評価結果</p>
<p>(溶解施設) 溶剤設備の配管からセルへの漏えい</p> <p>【想定事象】 溶剤設備の配管からセルへの漏えいを想定する。</p>	<p>【移送停止手順書】 液位A/B高 警報対応手順書</p> <p>【移送手順書】 A/B工程 溶解施設 溶剤設備の配管からセルへの漏えい A/B工程 サンプリング操作運転手運転 A/B工程 排水運転手運転 A/B工程 長期工程停止 運転手運転</p>	<p>漏えい液空血警報の発報確認</p> <p>漏えい液移送停止操作</p> <p>長期工程停止</p> <p>漏えい液サンプリング</p> <p>バルブ閉操作(漏えい液空血の回収系統のライン形成)</p> <p>漏えい液移送ポンプの起動操作</p> <p>漏えい液が回収(移送)されていることの確認</p> <p>漏えい液移送ポンプの停止操作</p> <p>バルブ閉操作</p>	<p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p>	<p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>評価結果</p>

「設計基準事故」

については商業機密の観点から公開できません。



設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	評価結果
<p>（設備故障） 清潔・計量設備の配管からセルへの漏えい 【想定事象】 清潔・計量設備の配管からセルへの漏えいを想定する。</p> <p>【対応手順書】 液位監視 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高</p> <p>【移送停止手順書】 ドリフトレイン 【移送手順書】 液位監視 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高</p>	<p>【移送停止手順書】 液位監視 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高</p> <p>【移送停止手順書】 液位監視 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高</p>	<p>漏えい液受皿警報の発報確認 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>漏えい液移送停止操作 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>長期工程停止 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>漏えい液サンプリング 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>バルブ閉操作(漏えい液受皿への希釈水供給) 中央制御室 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>バルブ閉操作(漏えい液受皿の回収系のライン形成) 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>漏えい液移送ポンプの起動操作 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>漏えい液が回収(移送)されていることの確認 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>漏えい液移送ポンプの停止操作 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>バルブ閉操作 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>②移送停止 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>③サンプリング 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>④液移送 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>②移送停止 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>③サンプリング 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>④液移送 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p>	<p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室 現場</p> <p>中央制御室 現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p>	<p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>評価結果</p>
<p>（分離施設） 分配設備の配管からセルへの漏えい 【想定事象】 分配設備の配管からセルへの漏えいを想定する。</p> <p>【対応手順書】 液位監視 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高</p> <p>【移送停止手順書】 液位監視 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高</p>	<p>【移送停止手順書】 液位監視 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高</p> <p>【移送停止手順書】 液位監視 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高 液位A/B高 液位B高</p>	<p>漏えい液受皿警報の発報確認 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>漏えい液移送停止操作 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>長期工程停止 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>漏えい液サンプリング 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>バルブ閉操作(漏えい液受皿への希釈水供給) 中央制御室 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>バルブ閉操作(漏えい液受皿の回収系のライン形成) 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>漏えい液移送ポンプの起動操作 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>漏えい液が回収(移送)されていることの確認 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>漏えい液移送ポンプの停止操作 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>バルブ閉操作 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>②移送停止 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>③サンプリング 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>④液移送 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>②移送停止 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>③サンプリング 現場 緊急を要しないことから対象外 対象外 対応不要</p> <p>④液移送 中央制御室 対象外(中央制御室で対応可能)</p>	<p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室 現場</p> <p>中央制御室 現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p> <p>中央制御室</p> <p>中央制御室</p> <p>現場</p>	<p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>対象外(中央制御室で対応可能)</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p> <p>緊急を要しないことから対象外</p>	<p>評価結果</p>

■ については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名		事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価内容	評価結果
	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】				
「設計基準事故」 (分種施設) 分種設備の配管からセルへの漏えい (つつき) 【想定事象】 分種設備の配管からセルへの漏えいを想定する。 分種設備の配管からセルへの漏えいを想定する。	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
「設計基準事故」 (分種施設) 分種設備の配管からセルへの漏えい (つつき) 【想定事象】 分種設備の配管からセルへの漏えいを想定する。 分種設備の配管からセルへの漏えいを想定する。	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 ○移送停止手順書 ○抽出廃液等の移送停止 ・サイクルリヤントダウン(作 動)操作を実施。その後の対 応は ○その他の液移送の停止 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要 対応不要 対応不要

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	評価結果
設計基準事故等	<p>【移送停止手順書】 ○ 抽出液液等の移送停止 ○ その他の液移送停止 【移送手順書】</p> <p>液位 高 液位A 高 液位B 高</p>	<p>① 漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ② 移送停止 ③ サンプリング ④ 液移送</p>	<p>中央制御室 中央制御室 現場 中央制御室 現場</p>	<p>対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外</p>	<p>評価結果</p>
設計基準事故等	<p>【移送停止手順書】 ○ 抽出液液等の移送停止 ○ その他の液移送停止 【移送手順書】</p> <p>液位 高</p>	<p>① 漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ② 移送停止 ③ サンプリング ④ 液移送</p>	<p>中央制御室 中央制御室 現場 中央制御室 現場</p>	<p>対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外</p>	<p>評価結果</p>
設計基準事故等	<p>【想定事故】 分搬装置一時滞留処理設備の配管からセルへの漏えいを想定する。 【想定事故】 分搬装置一時滞留処理設備の配管からセルへの漏えいを想定する。</p> <p>液位 高 液位A 高 液位B 高</p>	<p>① 漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ② 移送停止 ③ サンプリング ④ 液移送</p>	<p>中央制御室 中央制御室 現場 中央制御室 現場</p>	<p>対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外</p>	<p>評価結果</p>
設計基準事故等	<p>【想定事故】 フルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えいを想定する。 【想定事故】 フルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えいを想定する。</p> <p>液位 高 液位A 高 液位B 高</p>	<p>① 漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ② 移送停止 ③ サンプリング ④ 液移送</p>	<p>中央制御室 中央制御室 現場 中央制御室 現場</p>	<p>対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外</p>	<p>評価結果</p>

「設計基準事故」

設計基準事故等	手順書名		事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	
	液位A 液位A高 液位B 液位B高	【移送停止手順書】 【移送手順書】			手順内容	評価結果
「設計基準事故」  (精製塔段) フルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えい (つづき) 【想定事象】 フルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えいを想定する。	液位A高 液位A高 液位B 液位B高	【移送停止手順書】 【移送手順書】 サンプリングエリア ト 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知  ②移送停止  ③サンプリング  ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
	液位A高 液位A高 液位B 液位B高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知  ②移送停止  ③サンプリング  ④液移送	中央制御室  現場	対象外(中央制御室で対応可能)  緊急を要しないことから対象外	対応不要
	液位A高 液位A高 液位B 液位B高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知  ②移送停止  ③サンプリング  ④液移送	中央制御室  現場	対象外(中央制御室で対応可能)  緊急を要しないことから対象外	対応不要
	液位A高 液位A高 液位B 液位B高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知  ②移送停止  ③サンプリング  ④液移送	中央制御室  現場	対象外(中央制御室で対応可能)  緊急を要しないことから対象外	対応不要
	液位A高 液位A高 液位B 液位B高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知  ②移送停止  ③サンプリング  ④液移送	中央制御室  現場	対象外(中央制御室で対応可能)  緊急を要しないことから対象外	対応不要
	液位A高 液位A高 液位B 液位B高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知  ②移送停止  ③サンプリング  ④液移送	中央制御室  現場	対象外(中央制御室で対応可能)  緊急を要しないことから対象外	対応不要
	液位A高 液位A高 液位B 液位B高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知  ②移送停止  ③サンプリング  ④液移送	中央制御室  現場	対象外(中央制御室で対応可能)  緊急を要しないことから対象外	対応不要

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名		事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	
	液位	【移送停止手順書】 【移送手順書】			手順内容	評価結果
「設計基準事故」 (精製施設) フルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えい (つつぎ) 【想定事象】 フルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えいを想定する。	液位 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
	液位 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
	液位 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
	液位 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
液位 高 液位A 高 液位B 高 リングエアポート 【移送停止手順書】	液位 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
	液位A 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
	液位B 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要
	リングエアポート	【移送停止手順書】 【移送手順書】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	対応不要

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名		事故対応中の操作項目	手順書要求		評価	
				操作場所	評価結果	評価内容	評価
「設計基準事故」 (精製施設) フルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えい (つづき) 【想定事象】 精製設備の配管からセルへの漏えいを想定する。	高 A 高 B 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高 液位 A 高 液位 B 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	
	液位 高	【移送停止手順書】  【移送手順書】 	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液移送	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要	

については商業機密の観点から公開できません。



設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	評価結果
(精製施設) 精製建屋一時貯留処理設備の配管からセルへの漏えい 【想定事象】 精製建屋一時貯留処理設備の配管からセルへの漏えいを想定する。	液位2 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	中央制御室 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	対応不要 対応不要
	液位 高	【移送停止手順書】 【移送手順書】	中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外	対応不要
	*精製プラントニウム混合脱精設備の溶液系配管からセルへの漏えい *混合槽セル漏えい液受皿 *混合槽セル漏えい液受皿 *一時貯留セル漏えい液受皿 *一時貯留セル漏えい液受皿	【移送停止手順書】 【移送手順書】	中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外	対応不要
	(脱精施設) ウランプラントニウム混合脱精設備の溶液系配管からセルへの漏えい 【想定事象】 ウランプラントニウム混合脱精設備の溶液系配管からの漏えいを想定する。	【移送停止手順書】 【移送手順書】	中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外	対応不要
「設計基準事故」 (放射性廃棄物の廃棄施設) 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮設備の配管からセルへの漏えい 【想定事象】 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮設備の配管からセルへの漏えいを想定する。	液位 高 液位A 高 液位B 高	【移送停止手順書】 【抽出液等の移送停止 手順書】 【移送手順書】	中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外	対応不要
	液位 高	【移送停止手順書】 【バッチ移送停止 手順書】 【液抜き手順書】	中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外	対応不要
	液位 高	【移送停止手順書】 【バッチ移送停止 手順書】 【液抜き手順書】	中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外	対応不要
	液位 高	【移送停止手順書】 【バッチ移送停止 手順書】 【液抜き手順書】	中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外	対応不要

については商業機密の観点から公開できません。



設計基準事故等	手順書名			事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	
	液位	手動停止	手動停止			評価内容	評価結果
(放射性廃棄物の廃棄施設) 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液処理設備の配管からセ ルへの漏えい (つづき) 【想定事象】 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液処理設備の配管からセ ルへの漏えいを想定する。	液位 高	【移送停止手動停止】 ○ポンプ移送停止 【液抜き手動停止】	【移送停止手動停止】 ○ポンプ移送停止 【液抜き手動停止】	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング ④液抜き	中央制御室 現場 中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 対象外(中央制御室で対応可能)	評価 対応不要
(放射性廃棄物の廃棄施設) 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液処理設備の配管からセ ルへの漏えい 【想定事象】 高レベル廃液処理設備の配管からセルへの漏えいが発生する場合は、配管の腐食等によ り破損が生じる場合を想定する。	液位A/高 液位B/高 液位A/高 液位B/高 液位A/高 液位B/高	廃液の移送停止 手動停止 埋入液受皿排水運転操作 手動停止 安全蒸気系統起動操作手 動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止	廃液の移送停止 手動停止 埋入液受皿排水運転操作 手動停止 安全蒸気系統起動操作手 動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング 溶液温度が60℃を超えた場合 ④希釈水の投入 ⑤液移送	中央制御室 現場 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 現場 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	評価 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
(放射性廃棄物の廃棄施設) 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液処理設備の配管からセ ルへの漏えい 【想定事象】 高レベル廃液処理設備の配管からセルへの漏えいが発生する場合は、配管の腐 食等により破損が生じる場合を想定する。	液位A/高 液位B/高 液位A/高 液位B/高 液位A/高 液位B/高	廃液の移送停止 手動停止 埋入液受皿排水運転操作 手動停止 安全蒸気系統起動操作手 動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止	廃液の移送停止 手動停止 埋入液受皿排水運転操作 手動停止 安全蒸気系統起動操作手 動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止 安全蒸気系統 停止操作手動停止	①漏えい検知装置からの警報により漏えいを認知 ②移送停止 ③サンプリング 溶液温度が60℃を超えた場合 ④希釈水の投入 ⑤液移送	中央制御室 現場 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 中央制御室 現場 現場 中央制御室 現場	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能) 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外 緊急を要しないことから対象外	評価 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要 対応不要
(放射性廃棄物の廃棄施設) 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液処理設備の配管からセ ルへの漏えい 【想定事象】 高レベル廃液処理設備の配管からセルへの漏えいが発生する場合は、配管の腐 食等により破損が生じる場合を想定する。	装置内圧力A/高 装置内圧力B/高 装置内圧力A/高 装置内圧力B/高 装置内圧力A/高 装置内圧力B/高	緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止	緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止	圧力計により結合装置装置内圧力の異常認知 インターロックが作動しない場合の流下停止	中央制御室 中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能) 対象外(中央制御室で対応可能)	評価 対応不要 対応不要
(放射性廃棄物の廃棄施設) 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液処理設備の配管からセ ルへの漏えい 【想定事象】 高レベル廃液処理設備の配管からセルへの漏えいが発生する場合は、配管の腐 食等により破損が生じる場合を想定する。	装置内圧力A/高 装置内圧力B/高 装置内圧力A/高 装置内圧力B/高 装置内圧力A/高 装置内圧力B/高	緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止	緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止 緊急流下停止操作手動停止	放射線物質の放出管理の確認	中央制御室	対象外(中央制御室で対応可能)	評価 対応不要

については商業機密の観点から公開できません。

設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	
				計画内容	評価結果
<p>設計基準事故等</p> <p>(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下</p> <p>【想定事象】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下が発生する場合は、燃料取扱装置等に故障が生じる場合を想定している。</p> <p>「設計基準事故」</p>	<p>手順書名</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵施設 事故対応手順書</p>	警報有無の確認	制御室		
		警報が有の場合、警報内容の確認および警報音の停止	制御室		
		制御室での状況確認	制御室		
		燃料管理課長への連絡	制御室		
		放射線管理部門への連絡および放射線管理部門における確認	制御室		対象外(制御室で対応可能)
		燃料落下の確認	制御室		
		燃料受入れエリアのガスモニター状況の確認	制御室		
		放出放射能率の確認(制御モニター画で変化の有無)	制御室		
		換気筒モニターの指示値確認	制御室		
		ピット(又はプール)水位の確認(変化の有無)	現場		緊急を要しないことから対象外
		燃料の状態確認	現場		緊急を要しないことから対象外
		燃料の破砕状況	現場		緊急を要しないことから対象外
		燃料取出し装置(又は燃料取扱装置)の破砕状況	現場		緊急を要しないことから対象外
		現場設備の破砕状況	現場		緊急を要しないことから対象外
		ピット(又はプール)水の濁濁確認	現場		緊急を要しないことから対象外
		ピット(又はプール)水の水質分析確認	現場		緊急を要しないことから対象外
		確認状況の確認	現場		緊急を要しないことから対象外
		燃料取出し装置(又は燃料取扱装置)を落下燃料より離れた場所へ移動	現場		緊急を要しないことから対象外
燃料取出し装置(又は燃料取扱装置)電源切	現場		緊急を要しないことから対象外		
「設計基準事故」					
<p>(せん断処理施設) 燃料供給設備での使用済燃料集合体落下</p> <p>【想定事象】 燃料供給設備での使用済燃料集合体落下が発生する場合は、燃料供給設備での使用済燃料集合体落下を想定する。</p>					



設計基準事故等	手順書名	事故対応中の操作項目	手順書要求 操作場所	評価	
				評価内容	評価結果
「設計基準事故」 短絡間の全交流動力電源の喪失 (つっこ) 【想定事象】 車処理施設に必要な電力のうち、154kV送電線2回線からの受電、非常用所内電源系統に接続する非常用ディーゼル発電機(第1非常用ディーゼル発電機)台及び第2非常用ディーゼル発電機(第2非常用ディーゼル発電機)からの受電及び非常用所内電源系統の0.9kV非常用主母線に接続する運転用ディーゼル発電機からの受電が喪失した場合は、 	制御建屋 出入管理建屋 (A5-R7-11-005-05)  ユーティリティ階 第2非常用ディーゼル発電機設備 外部電源喪失時対応手順書 A5-R5-11-001-07	警報吹鳴(異常の有無)状況、運転パラメータの確認	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
		一般蒸気建屋取り合い井ハイバス弁	現場	緊急を要しないことから対象外	対応不要
		井	現場	緊急を要しないことから対象外	対応不要
		遮断器AG-P/C/D121(5C,6C,6A,6B)	現場	緊急を要しないことから対象外	対応不要
		一般圧縮空気遮断弁	現場	緊急を要しないことから対象外	対応不要
		警報吹鳴(異常の有無)状況、運転パラメータの確認	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
		ディーゼル発電機の手動起動	中央制御室	対象外(中央制御室にて対応可能)	
		また;			

補足説明資料 1 - 7 ( 1 4 条)

## 補足説明資料 1-7 新規制基準適合申請に係る再処理施設追加設備の安全避難通路等について（事業指定基準規則第 14 条への適合性）

### 1. 概要

「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第十四条（安全避難通路等）第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』について，緊急時対策建屋及び重大事故に対処するために必要な資機材の保管場所である保管庫及び簡易倉庫としては，人の立ち入る区域から出口までの通路，階段及び踊り場を安全避難通路として設定し，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。

「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第十四条（安全避難通路等）第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』について，緊急時対策建屋及び保管庫及び簡易倉庫としては，避難用の照明として誘導灯及び非常灯を設ける設計とし，誘導灯及び非常灯は，外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

なお，緊急時対策建屋は，作業用の照明として運転保安灯を設ける設計とする。

### 2. 安全避難通路について

緊急時対策建屋及び保管庫及び簡易倉庫の安全避難通路は，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる避難用の照

明として、以下に準拠した蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を緊急時対策建屋及び保管庫及び簡易倉庫に設置する。

非常灯：建築基準法施工令第 126 条の四，五及び昭和 45 年建設省告示第 1830 号

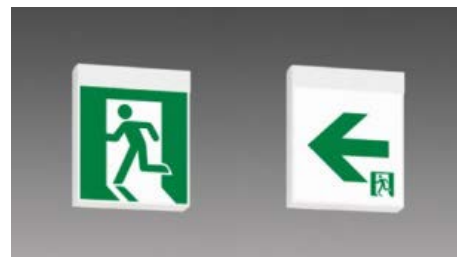
誘導灯：消防法施工令第 26 条及び消防法施工規則第 28 条の三

非常灯の蓄電池は，昭和 45 年建設省告示第 1830 号に準拠し 30 分以上，誘導灯については消防法施工規則第 28 条の三に準拠し 20 分以上点灯できる容量を有するものとする。

避難用の照明装置の例を，各々第 1－7－1 図に示す。



非常灯



避難口誘導灯及び通路誘導灯  
(廊下・通路)

第 1－7－1 図 避難用の照明装置（例）

### 3. 外部電源が喪失した場合に用いる作業用の照明について

緊急時対策建屋の運転保安灯については，外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように，緊急時対策建屋用発電機から電力を供給する設計とし，外部電源が喪失した場合においても操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき，昼夜及び場所を問わず，緊急時対策建屋で作業が可能となる設計とする。

作業用の照明装置の例を第 1－7－2 図に示す。緊急時対策建屋の作業用照明電源系統図を第 1－7－3 図に示す。また，避難用照明の配置

図を第1-7-4～10 図に示す。また、緊急時対策建屋の作業用照明配置図を第1-7-11 図に示す。



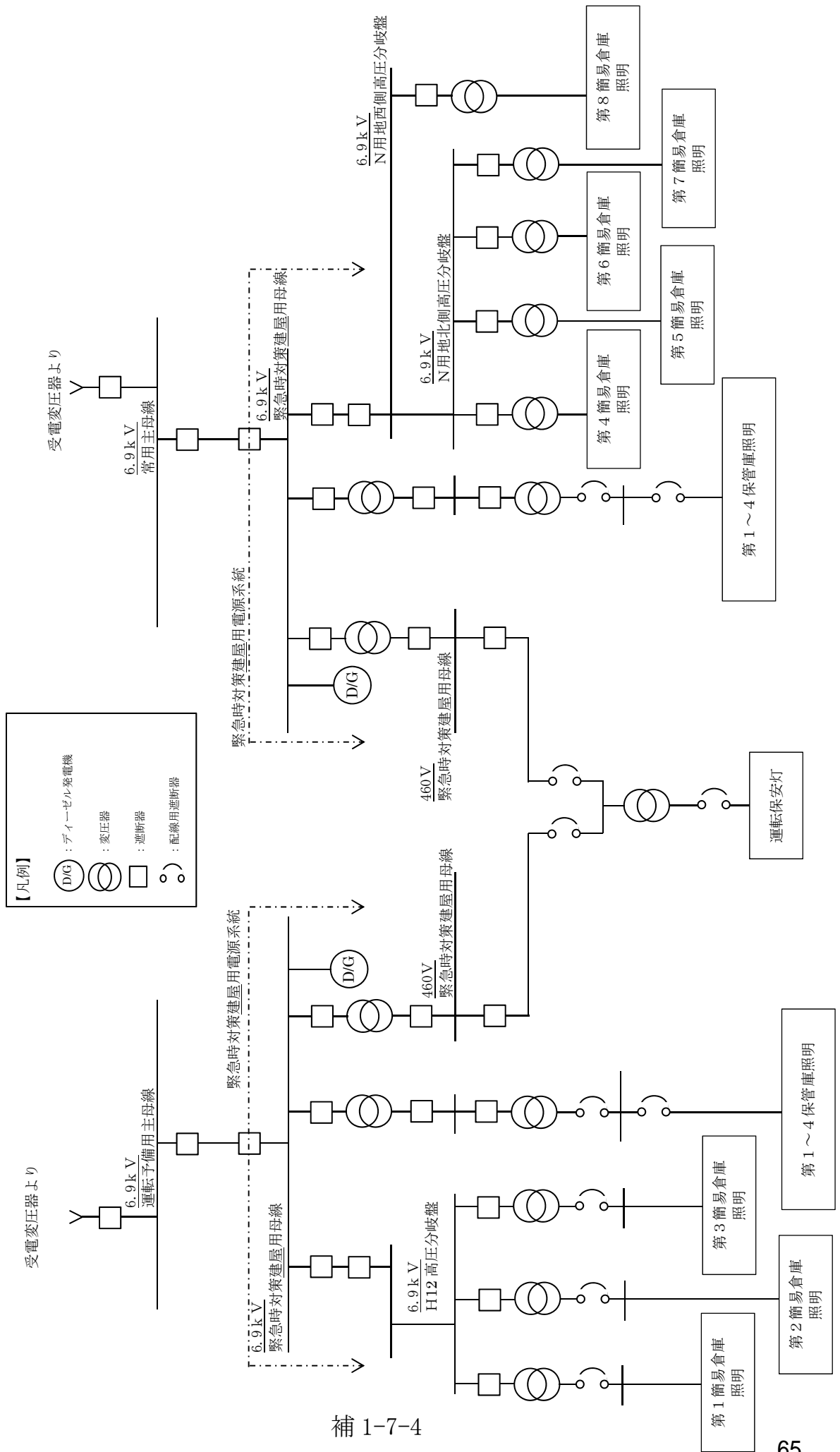
運転保安灯



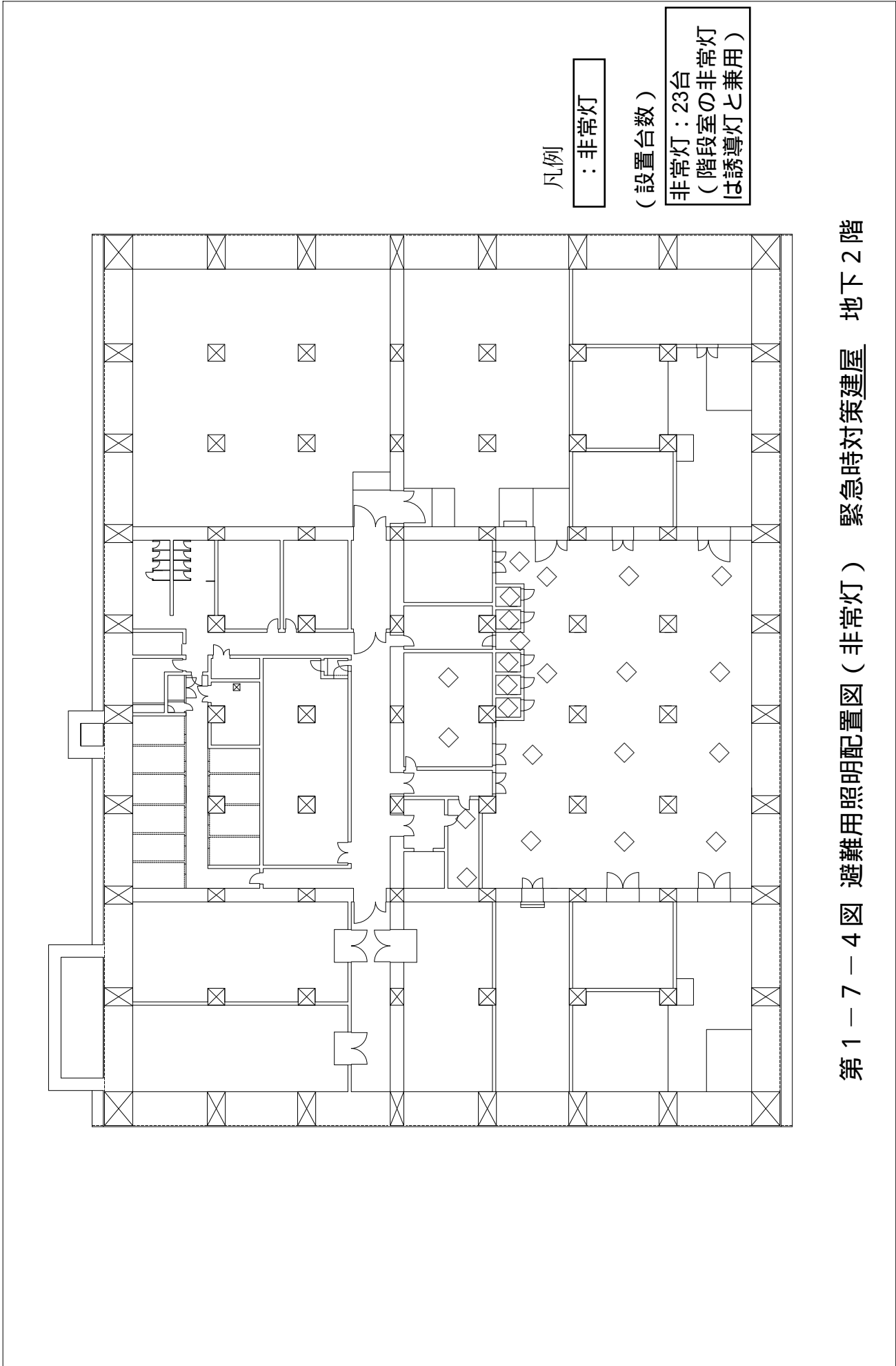
可搬型照明

第1-7-2 図 作業用の照明装置 (例)

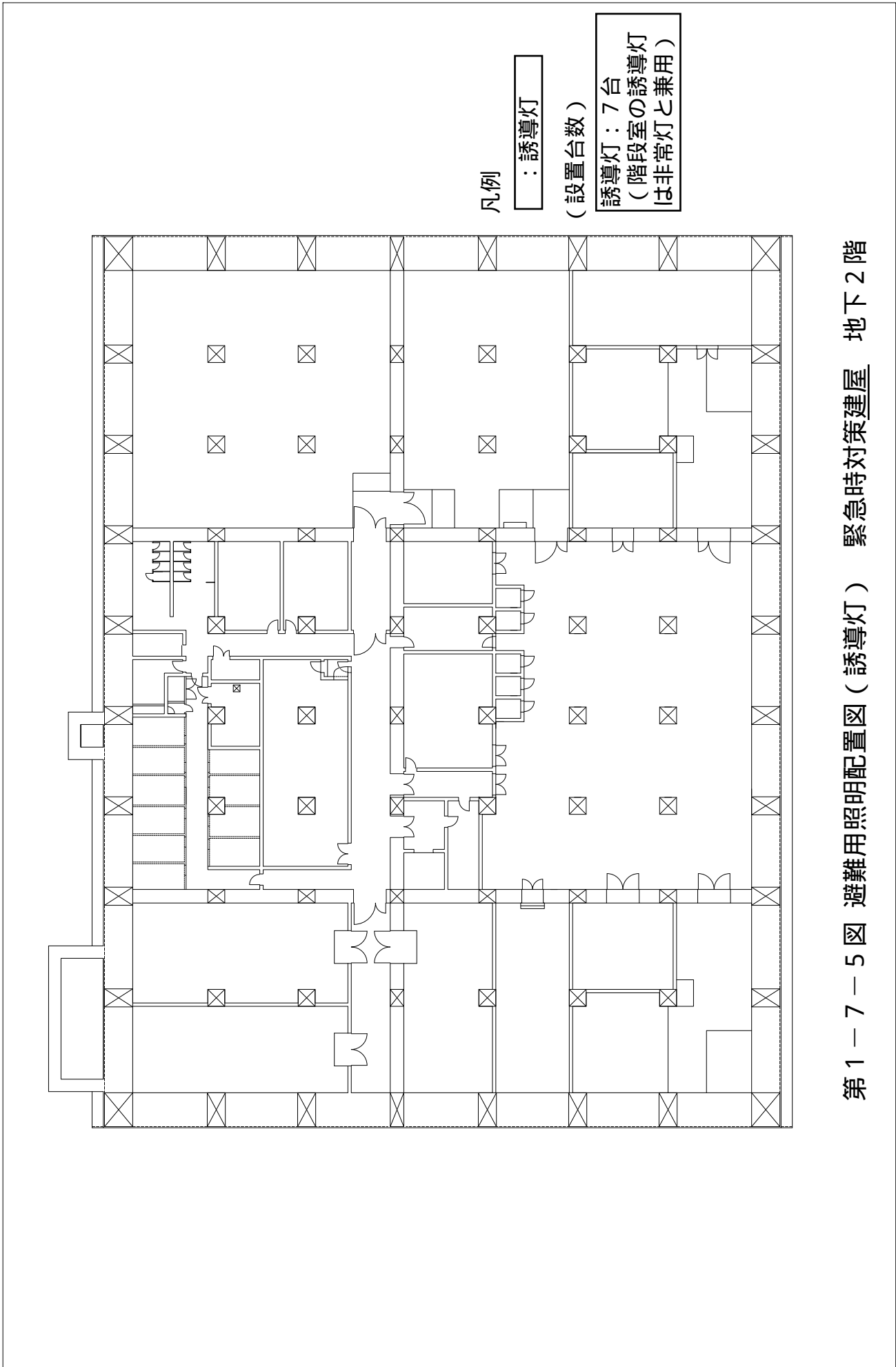




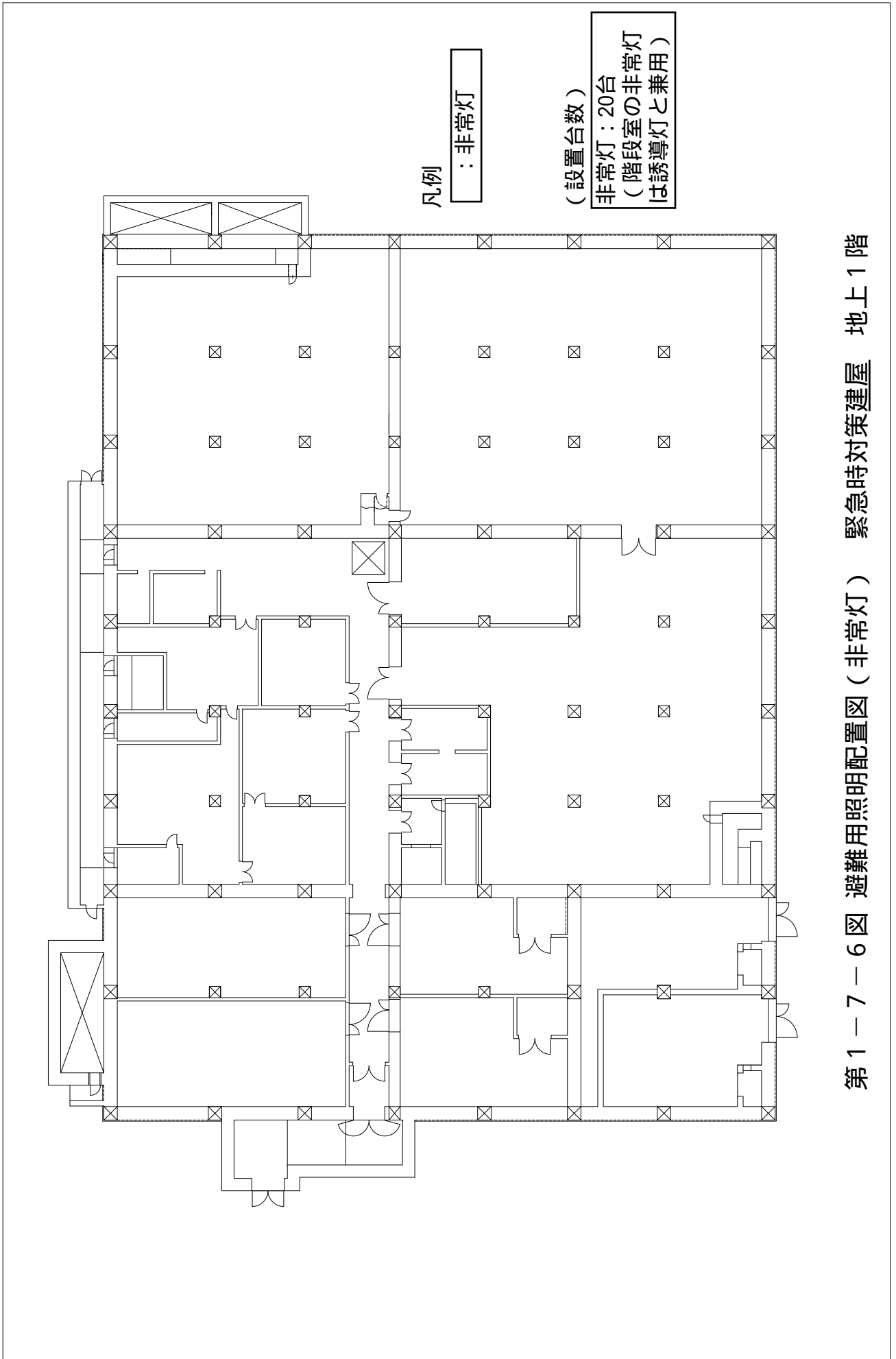
補 1-7-4



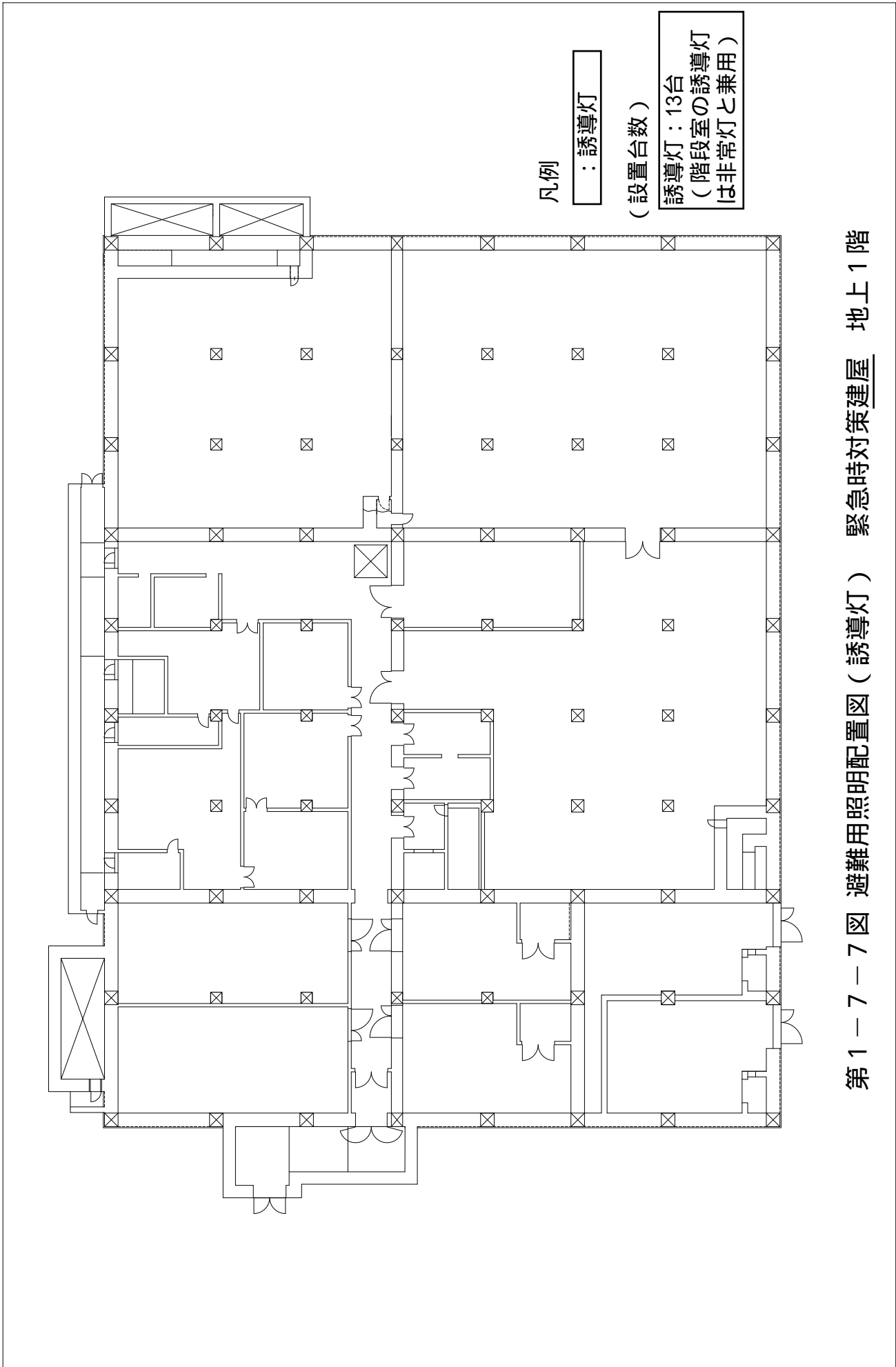
第1-7-4図 避難用照明配置図(非常灯) 緊急時対策建屋 地下2階



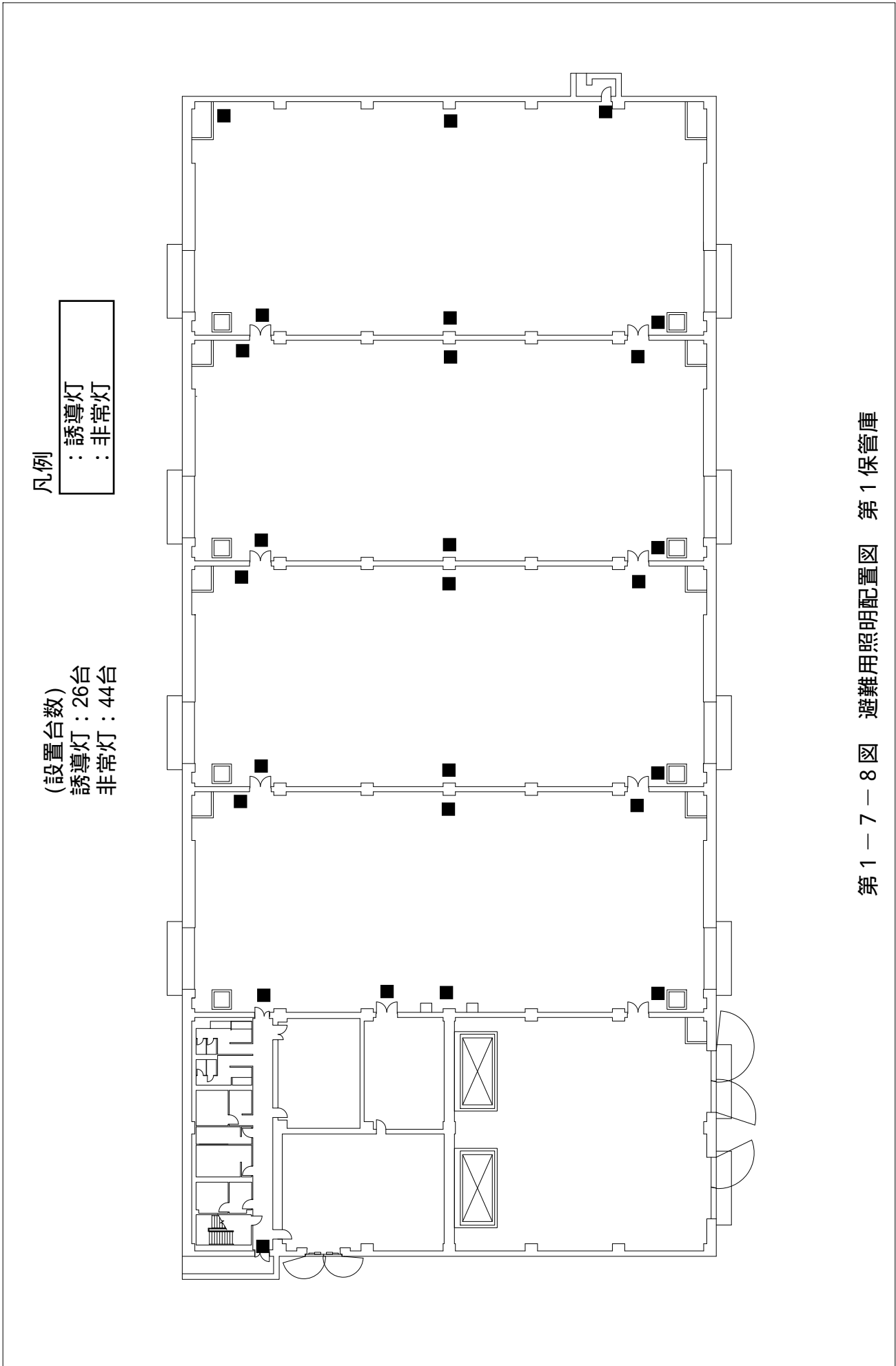
第 1 - 7 - 5 図 避難用照明配置図 (誘導灯) 緊急時対策建屋 地下 2 階



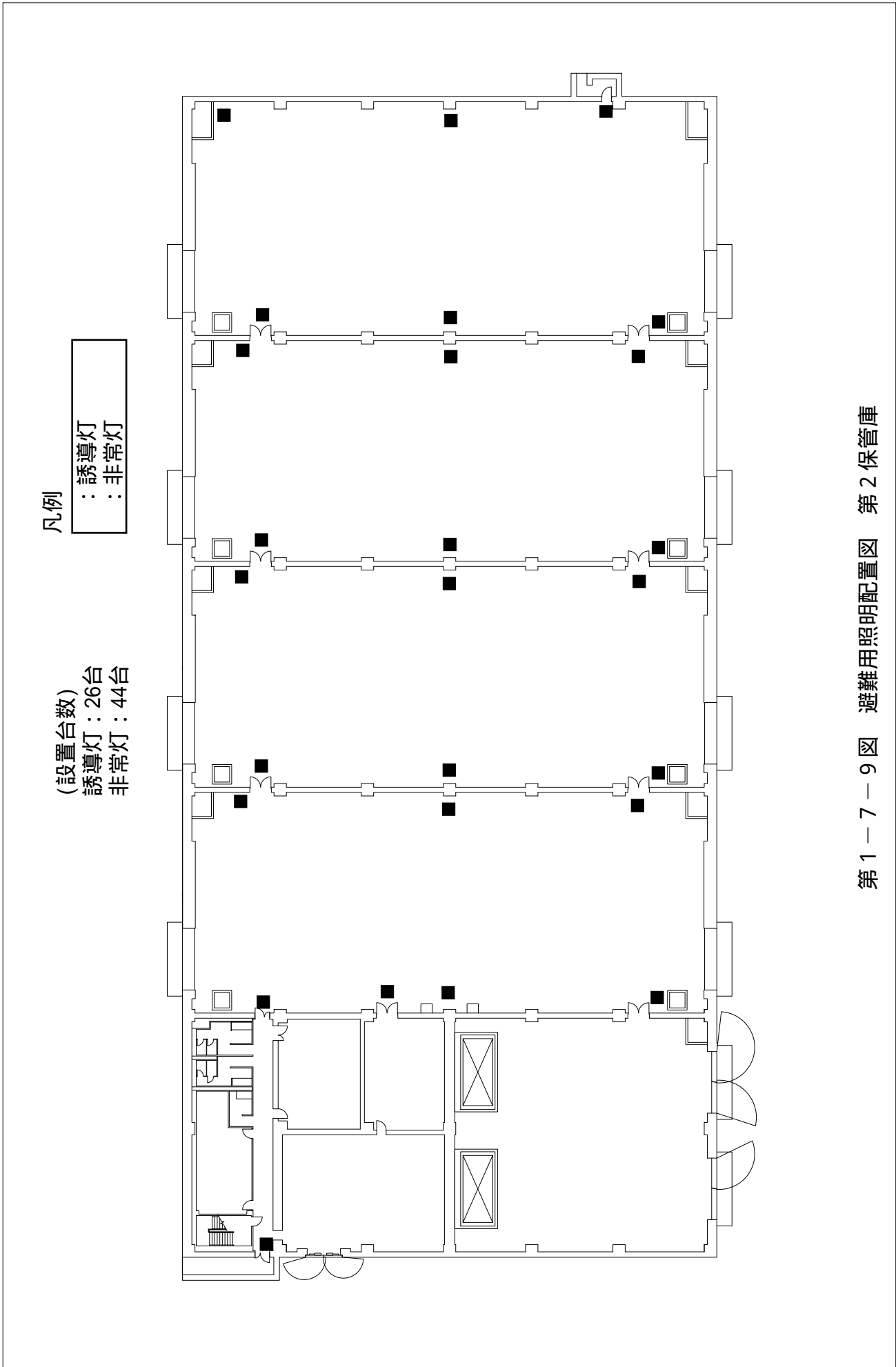
第1-7-6図 避難用照明配置図（非常灯） 緊急時対策建屋 地上1階



第1-7-7図 避難用照明配置図(誘導灯) 緊急時対策建屋 地上1階



第 1-7-8 図 避難用照明配置図 第 1 保管庫



第1-7-9図 避難用照明配置図 第2保管庫

凡例

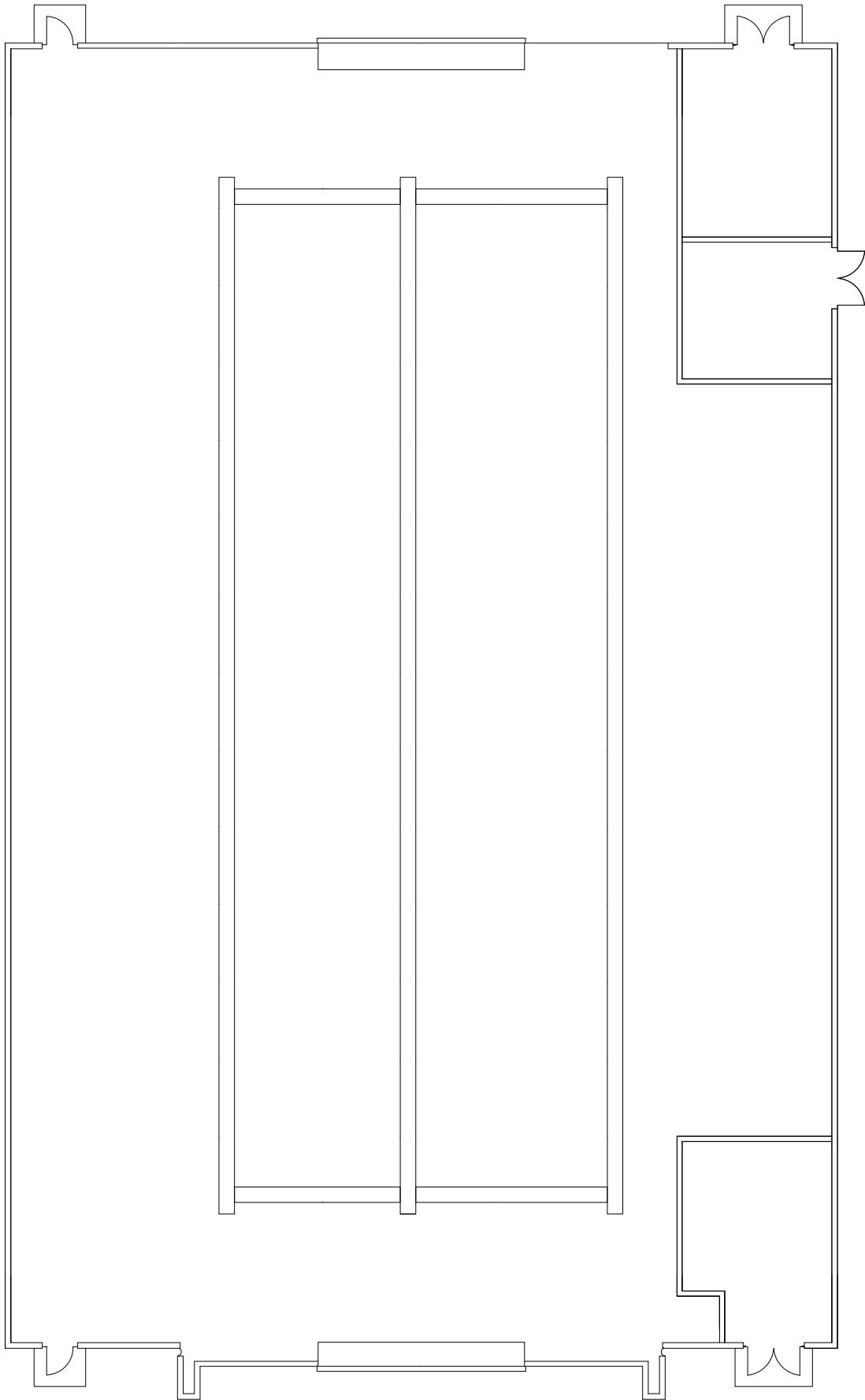
(設置台数)

誘導灯：6台

非常灯：15台

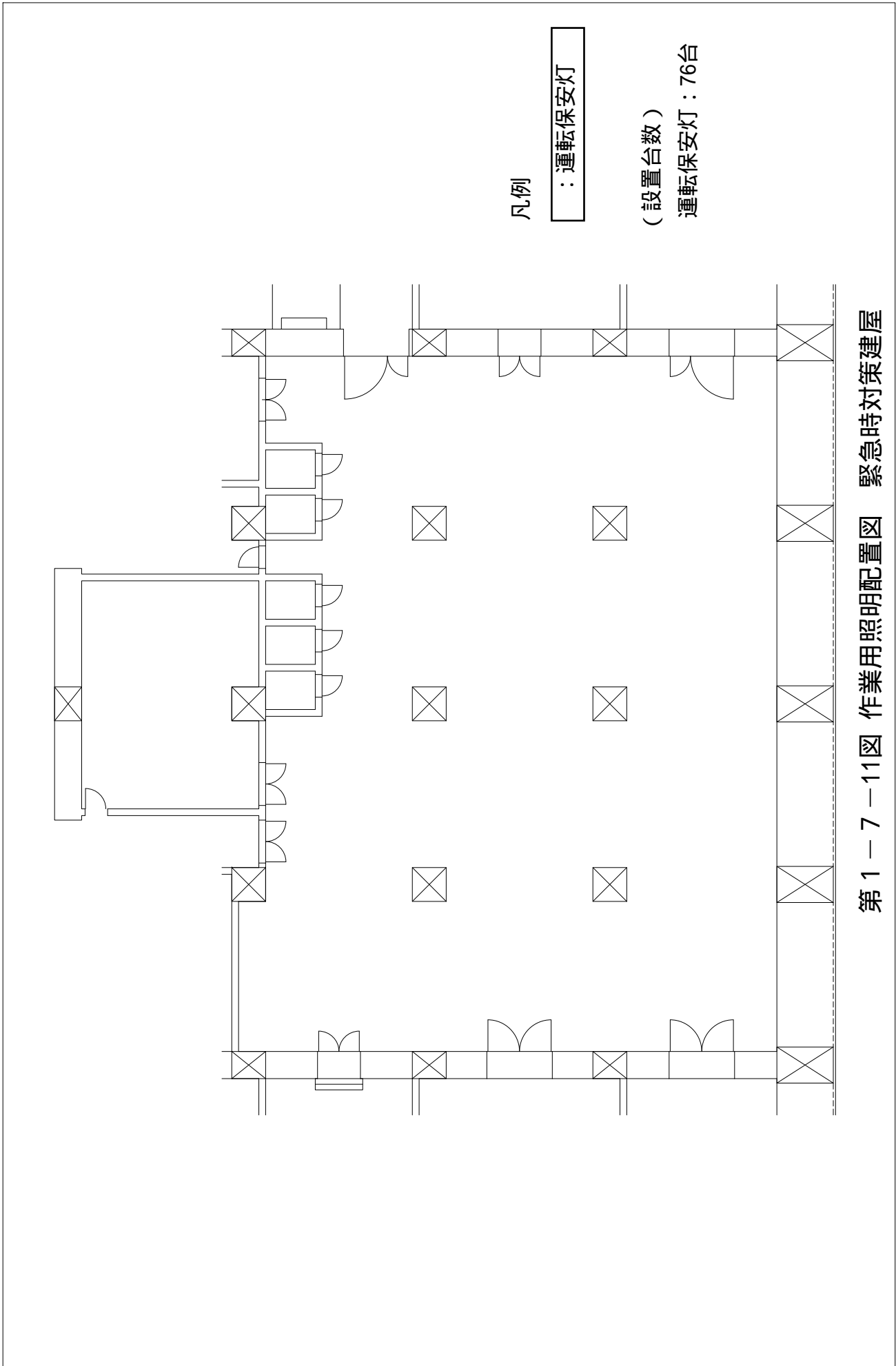
：誘導灯

：非常灯



第1-7-10図 避難用照明配置図 簡易倉庫





第 1 - 7 - 11 図 作業用照明配置図 緊急時対策建屋

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p>	<p>ハ. 建物の構造</p> <p>再処理施設の建物は、耐震重要度に応じた耐震設計、内部で取り扱う放射性物質の種類、性状に応じた閉じ込め設計、しゃへい設計等を行う。</p> <p>添付書類六</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.8 再処理施設に関する安全審査指針への適合性</p> <p>1.8.19 事故時に対する考慮</p> <p>3. 再処理施設は、通常の照明用電源喪失時においても、その機能を失うことのない照明を設備し、かつ、単純、明確、永続性のある標識のついた安全避難通路を有する設計であること。</p> <p>1. 緊急時において、敷地内で制御室等以外の適切な場所から必要な対策を講ずることができる緊急時対策所が設置可能な設計であること。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>3. について</p> <p>人の立ち入る区域から、施設の出口に至る事故時の避難経路を配慮した設計とする。また、避難経路及び中央制御室等には、必要に応じて、通常の照明用電源喪失時においてもその機能を失うことのない非常照明及び誘導灯を設ける。</p> <p>また、安全避難通路には単純、明確、永続性のある標識を設ける。</p> <p>2. 施設配置</p> <p>2.3 建物及び構築物</p> <p>2.3.1 設計方針</p> <p>(8) 建物は、標識のついた安全避難通路を有する設計とする。</p> <p>2.3.2 建物及び構築物</p> <p>なお、建物は、標識のついた安全避難通路を有する設計とする。</p> <p>9. その他再処理設備の附属施設</p> <p>9.2 電気設備</p> <p>9.2.1 概要</p> <p>該当箇所なし</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(f) 安全避難通路等 1章1.2</p> <p>再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p> <p>添付書類六</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>1.9.14 安全避難通路等 (安全避難通路等)</p> <p>第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>再処理施設の建屋内及びその他の人が立ち入る区域には、安全避難通路を設ける設計とする。また、安全避難通路には、必要に応じて、単純、明確及び永続性のある標識並びに誘導灯及び非常灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>2. 施設配置</p> <p>2.3 建物及び構築物</p> <p>2.3.1 設計方針</p> <p>(8) 建物には、その位置を明確、かつ、恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設ける設計とする。</p> <p>2.3.2 建物及び構築物</p> <p>建物には、人の立ち入る区域から、出口に至る通路、階段及び踊り場に、安全避難通路を設けるものとする。安全避難通路は、誘導灯及び非常灯により容易に識別できる設計とする。</p> <p>9. その他再処理設備の附属施設</p> <p>9.2 電気設備</p> <p>9.2.1.1 概要</p> <p>照明設備は通常時に使用する照明の他に、安全避難通路にその位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別でき、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明と設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となるよう、避難用の照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。</p>	<p>・安全避難通路を含む建物の構造は、上流の既許可本文では「再処理施設の建物は、耐震重要度に応じた耐震設計、内部で取り扱う放射性物質の種類、性状に応じた閉じ込め設計、しゃへい設計等を行う。」として記載している。</p> <p>これを受け、既許可添付書類六「1.8.19 事故時に対する考慮」の適合のための設計方針に「人の立ち入る区域から、施設の出口に至る事故時の避難経路を配慮した設計とし、安全避難通路には単純、明確、永続性のある標識を設ける」と記載している。</p> <p>したがって、「再処理施設の建物は、人の立ち入る区域から、施設の出口に至る事故時の避難経路を配慮した設計とし、単純、明確、永続性のある標識を設ける」設計とすることにより、指針から明確化された要求事項については、許認可実績等で満たしていると考えられる。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化を実施する。</p>	<p>【記載の適正化（添付書類記載内容の取り込み）】</p> <p>安全避難通路の要求事項に対する、設計方針を明確化するため、規則解釈の要求事項に合わせた表現の見直し（記載の明確化）であり、適合方針は既許可の設計内容を変えるものではない。</p>

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>9.2.2 設計方針</p> <p>電気設備の設計に際しては、平常時、異常時を問わず、あらゆる場合に所内電源の完全な喪失を招くことなく、再処理施設の安全性を確保し得るよう、次のような方針で設計する。</p> <p>(8) 中央制御室及び避難通路等の照明は、通常の照明用電源喪失時においても、その機能を失うことのない設計とする。</p>	<p>9.2.1.2 設計方針</p> <p>電気設備の設計に際しては、平常時、異常時を問わず、所内電源の完全な喪失を招くことなく、再処理施設の安全性を確保し得るよう、次のような方針で設計する。</p> <p>(13) 再処理施設の安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように、避難用照明として誘導灯及び非常灯を設ける設計とする。</p> <p>また、誘導灯及び非常灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。</p>		

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>(解釈) 2 第2号に規定する「照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明」とは、その電力が非常用電源から供給される照明装置又は電源を内蔵した照明装置をいう。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 再処理施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関係法令の要求を満足するよう設計する。また、「再処理施設安全審査指針」にも適合する構造とする。</p> <p>添付書類六 1. 安全設計 1.8 再処理施設に関する安全審査指針への適合性</p> <p>1.8.19 事故時に対する考慮 3. 再処理施設は、通常の照明用電源喪失時においても、その機能を失うことのない照明を設備し、かつ、単純、明確、永続性のある標識のついた安全避難通路を有する設計であること。</p> <p>適合のための設計方針 3. について 人の立ち入る区域から、施設の出口に至る事故時の避難経路を配慮した設計とする。また、避難経路及び中央制御室等には、必要に応じて、通常の照明用電源喪失時においてもその機能を失うことのない非常照明及び誘導灯を設ける。 また、安全避難通路には単純、明確、永続性のある標識を設ける。</p> <p>9. その他再処理設備の附属施設 9.2 電気設備 9.2.1 概要 該当箇所なし</p> <p>9.2.2 設計方針 電気設備の設計に際しては、平常時、異常時を問わず、あらゆる場合に所内電源の完全な喪失を招くことなく、再処理施設の安全性を確保し得るよう、次のような方針で設計する。</p> <p>(8) 中央制御室及び避難通路等の照明は、通常の照明用</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (f) 安全避難通路等 1章1.2 再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p> <p>添付書類六 1. 安全設計 1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>1.9.14 安全避難通路等 (安全避難通路等) 第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>適合のための設計方針 第1項第2号について 再処理施設には、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明として、誘導灯及び非常灯を設ける設計とし、誘導灯及び非常灯は、事業所内のディーゼル発電機、灯具に内蔵した蓄電池からの給電により、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわない設計とする。</p> <p>9. その他再処理設備の附属施設 9.2 電気設備 9.2.1.1 概要 照明設備は通常時に使用する照明の他に、安全避難通路にその位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別でき、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明と設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となるよう、避難用の照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。</p> <p>9.2.1.2 設計方針 電気設備の設計に際しては、平常時、異常時を問わず、所内電源の完全な喪失を招くことなく、再処理施設の安全性を確保し得るよう、次のような方針で設計する。 (13) 再処理施設の安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよ</p>	<p>・避難用の照明を含む一般構造については、上流である既許可申請本文「ロ.再処理施設の一般構造」で「原子炉等規制法等の関係法令の要求を満足するよう設計する。」として記載している。 避難用の照明に関する関係法令については、消防法と建築基準法があり、消防法は誘導灯を、建築基準では非常灯を避難用の照明としてそれぞれ定められた場所に設けることを規定している。</p> <p>それを受け、既許可添付書類六「1.8.19 事故時に対する考慮」の適合のための設計方針において、「通常の照明用電源喪失時においてもその機能を失わない非常照明及び誘導灯を設ける。」こととしている。</p> <p>したがって、指針から明確化されたものは、許認可実績等で満たしていると考えられる。 上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化を実施する。</p> <p>・「非常用電源から供給される照明装置又は電源を内蔵した照明装置」については、既許可申請添付書類六「1.8 再処理施設に関する安全審査指針への適合性」に再処理施設は、通常の照明用電源喪失時においてもその機能を失うことのない非常照明及び誘導灯を設けることを記載している。 したがって、指針から明確化されたものは、許認可実績等で満たしていると考えられる。 上記を踏まえ、適合方針では、記載の明確化を実施する。</p>	<p>【記載の適正化（添付書類記載内容の取り込み）】 安全避難通路の要求事項に対する、設計方針を明確化するため、規則解釈の要求事項に合わせた記載の適正化であり、適合方針は既許可の設計内容を変えるものではない。</p>

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>電源喪失時においても、その機能を失うことのない設計とする。</p> <p>9.2.4 主要設備 9.2.4.9 再処理施設内通信設備、照明及び作業用電源設備 照明及び作業用電源は、460V運転予備用母線又は460V常用母線（ただし、非常用電源建屋においては460V非常用母線）から変圧器を通して、交流210V及び105Vに降圧し、必要箇所に給電する。中央制御室、避難通路その他必要な場所の非常灯は、460V非常用母線又は460V運転予備用母線から給電する。さらに、交流電源喪失時に蓄電池から給電する直流非常灯を設ける。</p> <p>9.2.7 評価 (6) 中央制御室及び避難通路等の非常灯は、460V非常用母線又は460V運転予備用母線に接続する設計とするので、通常の照明電源喪失時においても、その機能を確保できる。</p>	<p>うに、避難用照明として誘導灯及び非常灯を設ける設計とする。 また、誘導灯及び非常灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。</p> <p>9.2.1.4 主要設備 9.2.1.4.9 照明及び作業用電源設備 (1) 照明設備の主要設備 a. 誘導灯 消防法で規定する避難口及び避難通路には、避難用の照明として、誘導灯を設ける設計とする。誘導灯は、460V運転予備用母線又は460V常用母線（ただし、非常用電源建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては460V非常用母線）から変圧器を通して105Vで受電し、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。 b. 非常灯 建築基準法で規定する居室、居室から地上へ至る通路、階段及び踊り場には、避難用の照明として、非常灯を設ける設計とする。非常灯は、460V運転予備用母線又は460V常用母線（ただし、非常用電源建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては460V非常用母線）から変圧器を通して105Vで受電し、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。</p> <p>9.2.1.7 評価 (12) 再処理施設には、外部電源が喪失した場合においても、蓄電池を内蔵した、消防法に基づく誘導灯及び建築基準法に基づく非常灯を設けるため、確実に避難することができる。</p>		

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第14条の規定は、設計基準において想定される事象に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設、設備等への措置を含む。</p> <p>3 第3号に規定する「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいい、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明（可搬型）による対応を含むものとする。</p>	<p>新規要求事項のため記載なし</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (f) 安全避難通路等 1章1.2</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置し、運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。</p> <p>これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設、設備等への措置を含める。</p> <p>添付書類六 1. 安全設計 1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 1.9.14 安全避難通路等（安全避難通路等） 第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>適合のための設計方針 第1項第3号について 再処理施設には、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける設計とする。 再処理施設としては、設計基準事故が発生した場合において、再処理施設の状態を監視及び制御するために必要な中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設ける設計とし、必要な監視、操作等が確実に行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。 中央制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように6.9kV非常用主母線に接続し、第2非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。 中央制御室の直流非常灯は、第2非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始する前までの間、点灯可能な設計とする。 中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始する前までの間、点灯可能な内蔵蓄電池を備える設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように6.9kV非常用母線に接続し、第1非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p>	<p>・「設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源」については、新規要求事項のため許認可実績等に記載はない。 したがって、適合方針では新規要求事項へ適合させるための追加を実施する。</p> <p>・解釈に記載の「必要な重大事故等対処施設等への措置を含む」については、新規要求事項のため許認可実績等に記載はない。 したがって、適合方針では新規要求事項へ適合させるための追加を実施する。</p> <p>・解釈に記載の「昼夜及び場所を問わず、再処理施設内の事故対策において作業が可能となる照明」「仮設照明（可搬型）による対応を含む」については、新規要求事項のため許認可実績等に記載はない。 したがって、適合方針では新規要求事項へ適合させるための追加を実施する。</p>	<p>【新規基準の第14条第1項第3号要求による変更】 規則解釈の新たな要求事項として、設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源に関する要求事項を追加。</p>

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、第1非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認や漏えい液の回収系統のライン形成を行う場合など、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、初動操作に対応する当直（運転員）が滞在している中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備する可搬型照明を活用する設計とする。</p> <p>これらの作業用の照明により、設計基準事故等で操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき、昼夜及び場所を問わず、再処理施設で事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となる設計とする。</p> <p>9.2 電気設備</p> <p>9.2.1.1 概要</p> <p>照明設備は通常時に使用する照明の他に、安全避難通路にその位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別でき、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明と設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となるよう、避難用の照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。</p> <p>9.2.1.2 設計方針</p> <p>電気設備の設計に際しては、平常時、異常時を問わず、所内電源の完全な喪失を招くことなく、再処理施設の安全性を確保し得るよう、次のような方針で設計する。</p> <p>(14) 再処理施設には、設計基準事故が発生した場合において用いる作業用の照明として、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。</p> <p>運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>直流非常灯は非常用直流電源設備（非常用蓄電池）に接続し、蓄電池内蔵型照明は内蔵蓄電池を備えることにより、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、その機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準事故等において、想定外の警報発報により現場作業が必要となった場合及びそのアクセスルートについては、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備している可搬型照明を活用する。</p> <p>9.2.1.4 主要設備</p> <p>9.2.1.4.9 照明及び作業用電源設備</p> <p>(1) 照明設備の主要設備</p> <p>c. 運転保安灯</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、運転保安灯を設ける設計とする。</p> <p>運転保安灯は、460V非常用母線から変圧器を通して210Vで受電し、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>d. 直流非常灯</p>		

①事業指定基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業指定基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、直流非常灯を設ける設計とする。直流非常灯は、非常用直流電源設備（非常用蓄電池）に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわないように自動点灯する設計とする。</p> <p>e. 蓄電池内蔵型照明</p> <p>中央制御室には、蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。蓄電池内蔵型照明は、蛍光灯に蓄電池を内蔵した照明で、460V非常用母線に接続し、設計基準事故の短時間の全交流動力電源喪失時に設計基準事故等に対処するために必要な電力の供給が非常用ディーゼル発電機から開始する前までの間、又は全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始する前までの間、内蔵蓄電池の電力で点灯する設計とする。</p> <p>9.2.1.7 評価</p> <p>(13) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、460V非常用母線から給電する運転保安灯を設けるため、設計基準事故が発生した場合においても、事故対策のために必要な作業をすることができる設計とする。</p> <p>(14) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、非常用直流電源設備又は内蔵蓄電池から受電し、全交流動力電源喪失時に自動点灯する直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設けるため、制御室内に留まり監視を継続することができる設計とする。</p> <p>(15) 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、可搬型照明を備えており、設計基準事故が発生し、運転保安灯を設置していない場所で現場設置機器の動作確認作業や機器の操作が必要となった場合においても、昼夜及び場所を問わず、作業をすることができる設計とする。</p>		